

選挙過程の変化と政策転換

——規制緩和の比較制度分析——

三 船 毅

1995年に橋本内閣が成立して以降、規制緩和は大きく進展してきた。特に2001年に成立した小泉内閣からは、構造改革特区という形で社会的規制の緩和が進められてきた。日本の民間経済活動、市場における規制は、官僚、政治家、業界団体から成る日本版「鉄の三角形」によりもたらされ、規制緩和は総論賛成・各論反対という状況で遅々として進まなかった。しかし、2002年からの構造改革特区により規制緩和は大きく進展した。このことは、鉄の三角形の変容を意味するであろう。本稿はこの変容過程を、選挙制度変更を契機として政治家と業界団体の関係が変化すると捉える。無論、構造改革特区創設の要因は選挙制度変更だけでなく、他の要因の影響が多分に存在する。しかし、選挙制度変更が議員行動を変化させ、彼らと業界団体との関係をも変化させている状況が存在しているから、このような問題の捉え方にも意義はあると考える。

そこで、本稿では上述した観点から、自民党議員と業界団体の関係を比較制度分析の枠組みからゲーム理論を用いて理論的に分析する。さらに、自民党議員の規制緩和に対する態度変容を契約理論によりモデル化して、企業・業界団体に関しても詳細な分析を行う。分析結果からは、次の2点が明らかになった。第1点として、中選挙区においては自民党議員と業界団体は、選挙区内に自民党議員が複数いることにより、両者が特区に反対する状況が均衡となっている。第2点として、小選挙区においては自民党議員と業界団体は、選挙区内に自民党議員が1人しか存在しないことにより、両者が特区に賛成する状況が均衡となっている。したがって、これら2点を併せて考えるならば、選挙制度の変更が特区創設という規制緩和の一因となっていたと考えられる。

1. はじめに

1996年からの自民党橋本内閣から、1980年代からの懸案であった通信や金融などの経済的規制の緩和は1990年代後半から著しく進展した¹⁾。さらに、2001年の小泉内閣から社会

1) 規制とは「政府による市場に対する介入」であり大別して2つある。1つはマクロ政策介入としての財政金融による総需要管理政策である。もう1つはミクロ政策介入としての市場の失敗の補完

的規制の緩和が急速に進展してきた²⁾。規制は官僚・政治家・経済界による鉄の三角形によりもたらされ、特に社会的規制は岩盤規制と揶揄されて強く存在しており、その改革は長年の課題であった。では、「規制緩和を進展させた要因は何であるのか」この問いに対する答えを示すのが本稿の目的である。

いくつかの先行研究から、この答えは1つではないことは示されている。社会的規制緩和という政策転換は国内政治のアクター、特に首相のリーダーシップ、経済財政諮問会議などの新しい制度、国際社会の要請、国際環境の変化など多様な要因が作用していると考えられる。現在進展している社会的規制緩和の一部には、55年体制下においても民間企業が望んでいたにもかかわらず実行できずにあったのが、いま行われていると考えられる。規制緩和が総論賛成・各論反対であったならば、このように考えるのが当然であろう。そうであるならば、これまでは政策転換を阻む要因が必ず存在していたと考えることは適当である。「規制緩和を進展させた要因は何であるのか」という問いに対する答えは、先に記したように多くの要因が絡んでいる。だが、社会的規制を存続させてきた最大の要因は鉄の三角形の存在である。したがって、規制緩和が進展しているのであるから、鉄の三角形の一部が変化したと考えることは適当であろう。1996年から最も活動が変化したのは鉄の三角形のどのアクターであろうか。その答の1つは政治家であることは間違いのないであろう。1994年の選挙制度改革の後に国会議員の行動が変化したことはいくつかの実証研究（藤村，2010；品田，2006）で検証されている。よって、中選挙区制の下での議員行動が政策転換（規制緩和）を阻む要因であり、中選挙区における議員の行動と小選挙区における議員の行動が異なり、その結果としてこれまではできなかった政策、つまり規制緩和が具現化してきたと考えられる。

中選挙区では自民党議員は競合し、彼らの公共事業への依存は比重を増し続けてきた。さらに、鉄の三角形が存在することにより、領域ごとに仕切られた産業界は競争は少なく安定成長に寄与したが、多くの領域では政策が硬直して自由度を低めてきたのである。しかし、小選挙区の導入により、選挙区における鉄の三角形は変化し、議員行動も変化してきたといわれる（品田，2006）。また、比例代表選出議員は小選挙区の有権者の指向性に依存しない政策領

である。規制緩和の議論における規制は主に後者のマイクロ政策介入である。マイクロ政策介入としての規制は、「経済的規制」と「社会的規制」に分けられる。経済的規制は参入規制、価格規制、投資規制などである。社会的規制は、安全の確保、社会的弱者保護、公平性の確保等を実現するためのものと言われる。しかし、社会的規制が経済的規制の領域に介入してしまっている部分もある（久保田，2009，5ページ）。

- 2) 90年代からの規制緩和の流れとしては、1995～98年に規制緩和推進計画で電気通信事業の規制緩和、1998～01年に規制緩和推進3か年計画で金融制度改革、2001～04年に規制緩和推進3か年計画で特区制度が行われてきた（久保田，2009，8ページ）。さらに2004年以降も引き続いて規制緩和政策は行われている。

域をアピールしているともいわれている(藤村, 2010)。このように選挙制度の変化が議員行動の変化をもたらし、その結果としていくつかの政策領域で変化が起きたとするのは穏当であろう。本稿では、そのような政策転換として規制緩和を採り上げて、そのメカニズムを解明するが、特に小泉政権以降に打ち出されてきた社会的規制の緩和、構造改革特区に焦点を当てる。

社会的規制の緩和はそれまでは遅々として進展しなかったが、小泉内閣は2002年に構造改革特区を作り実験的に緩和を行い、その中のいくつかは全国的な規制緩和に拡大した。これまでは鉄の三角形といわれる官僚、政治家、業界団体の力関係のなかで、規制緩和は総論賛成・各論反対であった。無論、この要因は官僚、経済界(業界団体)が自らの既得権益を維持しようとしてきたことによるものと考えられるが、その背後の一因として中選挙区における自民党議員間の競合関係であったと考えられる。だが、その競合関係は選挙制度の変更で消滅した。小選挙区では自民党議員は1人であるから他の自民党議員と競合することは無く、族議員として選挙区内の業界団体との関係を他の自民党議員に遠慮することなく構築することも可能であろう。中選挙区制の下での社会的規制は、自民党議員と業界団体との間での支持、金、票の微妙な調整の下での均衡として存在していたのである。しかし、小選挙区では自民党議員は1人であるが故に調整は不必要であり、時代に適合した政策変化=規制緩和が現れたと考えられる。

以下では、本稿の目的を少し限定して「規制緩和=特区創設を進展させた要因は何であるのか」として、分析対象を「特区」に限定して進める。

分析枠組としては、1990年代から経済学の分野で進展してきた比較制度分析を用いて、「社会的規制のある状況が制度=均衡」として成立していたが、選挙制度の変更が議員行動を促して「社会的規制の緩和された状況が新たな制度=均衡」として成立していることを理論的に検証する。具体的には、選挙制度が変化する前後の規制緩和の状況をゲーム理論を用いて分析し、規制緩和=特区創設を進展させた要因について考察する。

構造改革などの政策変化に関する個別的事例の研究は多くある。しかし、これまでの規制緩和の総論賛成・各論反対を作りだした鉄の三角形の一部である政治家-業界団体の関係を触れずに、事例を観ても規制緩和のメカニズムを精緻に描写することはできない。無論、本稿が全てを説明している訳ではないが、これまでの論考の間隙を埋めることはできるであろう。

2. 規制改革の過程

2-1 規制緩和を巡る状況の変化

戦後日本における経済政策は、官僚、政治家(自民党議員)、業界団体(利益団体)からなる日本版鉄の三角形により決定されてきたことは多くの研究者が認めるところであろう。これはまさに「仕切られた競争(村上, 1992, 97ページ)」であったといえる(恒川, 2010,

80 ページ)。この鉄の三角形の存在が、日本の経済政策のなかに規制を張り巡らしてきたのである。

社会的規制の緩和は、その後の 1998 年に橋本内閣で行政改革推進本部の下に規制緩和委員会³⁾が設置され推進されることとなる⁴⁾。さらに 2001 年に小泉内閣成立とともに総合規制改革会議が設置され、「医療、学校、農業への株式会社参入」「派遣労働者の領域拡大」そして規制緩和を試験的に実施する「構造改革特別区域制度」つまり構造改革特区の導入が決定され、特区制度による規制緩和が進められることとなったのである（久保田，2009，10-11 ページ⁵⁾）。

規制緩和の 1 つとして、なぜ構造改革特区に焦点を当てるのかという理由は重要であろう。1980 年代から問題化した農産物輸入自由化、構造協議などは経済的規制緩和として早々に行われてきた。しかし、これは対外的要素が大きく、日本全国のマクロレベルの問題であり、選挙過程において自民党議員全員に関わる問題である。よって、自民党議員全員が同じ痛みを味わうことになる。しかし、社会的規制は安全、社会的弱者、公平性などの見地から行われ、国民一人一人に関わるミクロレベルでの問題であり、すぐに全国的に行うにはリスクが伴う。よって、実際には地域限定的な実験として特区制度が考えられたのである。しかし、地域を狭めるために特区の主たる対象は市町村とならざるを得ない。それ故に、市町村を取り囲む中選挙区における政治家間の力学が問題になるのである。

2-2 構造改革特区

構造改革特区（以下、特区と略す）は、2002 年に成立した構造改革特別区域法により 2003 年から進められた。特区は民間企業または地方自治体が規制緩和による特区を提案し、所轄官庁との協議を経て、特区の成否を閣議決定した後に地方自治体が特区認定の申請を行う。特区の狙いは、(1) 地域経済に応じた産業集積や新規産業創出による地域活性化、(2) 特定地域における規制改革の成功事例の提示により改革の全国的波及および日本経済全体の活性化（小野，2003，2 ページ）である。この特区に関しては補助金や税の特例措置などは一切無く、市町村の自発性が求められる状況となっている（岩城，2006，114 ページ）。特区推進本部によると、構造改革特区の分野は「国際物流」「産学連携」「産業活性化」「IT」「農業」

3) 1999 年に規制改革委員会に名称変更された。

4) この時点から規制緩和という用語よりも、規制改革という用語が用いられることになるが、本稿では規制緩和を用いることにする。なお、規制改革は規制緩和よりも幅広い意味で用いられている（小野，2003，4 ページ）。

5) 5 構造改革特区以前にも先例はある。地方分権特例特区（1992 年）、都市再生特別地区（1995 年）、沖縄県金融特区・IT 産業特区（2002 年）である。だが、これらは大きな規制緩和は伴わない。

「都市農村交流」「教育」「幼保連携」「生活福祉」「環境・まちづくり」「地方行革」「環境・新エネルギー」「国際交流・観光」に分類される(辻田, 2005, 2 ページ; 小野, 2003, 3 ページ)⁶⁾。特区の募集は2018年3月20日までに第44回認定が行われているが, 年々その数は減少している。認定数は累計で1309件である⁷⁾。2003年から2005年までの9回分の認定件数は709件であるから, 年々数は減少している。このことは新規産業創出の難しさを表していると考えられ, 特区の内容も年々同じものが多くなっており, 近年では濁酒特区, ワイン特区が目立つ。

特区は市町村の自律性を求められるが故に, 自治体内に存在する政治家, 業界団体・傘下企業, 官僚らの関係が特区創出の重要なポイントとなる。したがって, 中選挙区では選挙区内で競合する自民党議員および系列議員, 彼らに票と金を拠出する業界団体との関係のなかでは, 特区創設により両者ともに既得権益が侵害される可能性が高いのである。小選挙区の下, 特区の第1次提案を受けて行われた政府の事前調整において, 医療, 教育, 農業分野では「自治体, 民間企業, 特区室+首相」VS「中央省庁+抵抗勢力」, つまり所轄官庁, 関係団体(業界団体), 族議員が規制緩和に揃って異議を唱えたと言われる(小野, 2003, 7 ページ)。小選挙区では自民党議員は中選挙区と比較して, 業界団体の調整に精を出すことは少なくなっている(品田, 2006, 107 ページ)とも言われるが, しかし自民党議員をはじめとして政治家は現在の選挙制度(小選挙区比例代表並立制)の下でも, 支援団体である業界団体の既得権に配慮せざるを得ない状況に置かれているとも言われている。小泉政権が発足して特区が始まる直前の第26回経済財政諮問会議において, 塩川正十郎議員は「そこ(社会的規制)に議員が裏についているからややこしくなるんです」とその実情に言及している(齋藤, 2013, 11 ページ)。また, 経済同友会も「既得権益者(業界団体等), 族議員の抵抗が大きかった」ことが規制改革の阻害要因の1つであり, 「規制により保護されている既得権益者は, 規制を外されると失業したりする可能性があり, また, 族議員は既得権益者の支持票を失う可能性がありました。そのため規制改革案に激しく抵抗してきました」と述べている(齋藤, 2013, 12 ページ)。小選挙区制の下でも規制緩和に対してこのような状況であるのだから, 中選挙区制の下では規制緩和に対する既得権益者(業界団体等), 族議員の抵抗は遙かに大きかったと推察することは過ちではないであろう。

6) 2003年の開始時から後になって分野の数は増やされてきた。特区の事業者の内容は多様であるが特区分野に関わる企業である。これらの分野にはそれぞれ大きな業界団体が存在しており, 傘下企業への影響力は弱くはないであろう。詳細は, 内閣府地方創世推進事務局のホームページに掲載されている。URLは<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/ninteisinsei.html>である。

7) ただし, これは全国展開された事例を除いた数値である。

2-3 選挙制度改革と議員行動の変化

1994年に公職選挙法が改正されて、選挙制度は中選挙区制から小選挙区比例代表並立制となった。選挙制度変更の最大の理由は「お金の掛からない選挙にするため」と言われてきた。中選挙区制では自民党議員は選挙区内で競合するが故に、地元有権者に過剰なサービスをするからお金が掛かるということである。そのために自民党議員は業界団体からのお金と票を当てにしてきたのである。では、小選挙区への制度変更は自民党議員の行動にいかなる変化をもたらしたのであろうか。品田（2006, 107ページ）は「広い選挙区で政治的に近い立場の相手と行う競争の下では、一部の有権者の支持を地理的にあるいは職業的に確実に固めることで勝利する方法は適格的である。しかし、この方法は新制度下では必ずしも最適ではない」——「かつてのように選挙区の中の地域予算獲得競争で政策的に類似した相手との差異化を図ったり、県土とそうかわらないサイズの中選挙区で複数いる代表の1人として調整ゲームに精を出すという状況は、もはや少ない」と論じる。さらに、品田（2006）は1987年と2002年の国会議員対象のサーベイデータから、自民党議員と業界団体の接触頻度は低下しているが、接触した相談内容では「地元利益調整」「団体利害」が増加していることを示している。このことは、自民党議員は選挙戦で多くの業界団体に強く依存することはなくなったが、議員も業界団体も小泉構造改革における公共事業の減少という状況で、依然として互いに利益調整に精をだしているともとれる。なぜならば、2002年のデータからして、増加した相談内容「地元利益調整」「団体利害」は特区に絡んで業界が動き出したからとも考えられるのである。

3. モデルの枠組み

中選挙区制の下でも規制緩和を巡る動きは存在していた。だからこそ「総論賛成・各論反対」という言葉が存在していたのである。塩川の発言や品田の論考を踏まえるならば、中選挙区制では規制緩和を阻むメカニズムが存在していたと考えるのは適当な仮説であろう。では、この規制緩和を阻むメカニズムをどのようにして描き出すかが問題となる。

3-1 比較制度分析による分析枠組み

本稿の目的である「規制緩和＝特区を進展させた要因は何であるのか」という問いに対し、前項の考察を基礎として、次の仮説をもとにモデルを構築して理論的に検証する。

仮説：「選挙制度の変更に伴い自民党議員の行動が変化して鉄の三角形の一部、特に自民党議員と業界団体の関係が変化し、規制緩和を阻むメカニズムが機能停止し、その結果として規制改革の1つの形態として構造改革特区が可能になった」

だが、データによる検証は残念ながら不可能に近い。本稿では理論的に究明する。では、いかなる方法が最適なのだろうか。本稿では比較制度分析の枠組みを用いて、このテーマを究明する。

比較制度分析という名称であるから制度に着目するが、ここで着目するのは選挙制度ではない。中選挙区および小選挙区で鉄の三角形の一角を成していた、自民党議員と業界団体の関係を「制度＝均衡」と捉えるのである。中選挙区における「自民党議員—業界団体」の関係が規制緩和、特区創設に反対するように作用していたのが、小選挙区では規制緩和、特区創設に賛成するように作用するように変化したことを、この「制度＝均衡」の変化から読み解くのである。比較制度分析における制度は、自民党議員と業界団体が企図していることについて「安定した予想をもって行動選択する仕組み (Aoki, 2001=01, 4 ページ)」なのである。比較制度分析では、この仕組み、つまり「制度」をアクターによる選択の結果であり、均衡とするので、ゲーム理論を用いて論理的に表すのである⁸⁾。

中選挙区制では、社会的規制緩和としての特区創設は実際には行われていない。潜在的には、その希望はあったと考えられるが、歴代政権は行えなかった。中選挙区制では行われていないのであるからデータは無く、自民党議員、業界団体が中選挙区制の下で特区構想に反対してきたことをデータから実証的に分析するのは不可能である。したがって、潜在的需要としての特区を阻んできたメカニズムをみるのである。よって、中選挙区制における特区創設の可否を巡るアクターの動きを比較制度分析の中でモデル化して、そのメカニズムを考察する。特区創設を阻んできた最大の要因、つまり特区に反対するという均衡を導くアクターの戦略を採りだして、パラメータを変化させて小選挙区の状況を作り出したときに特区が可能となることを理論的に検証するのである⁹⁾。さらに契約理論のモデルを援用して、自民党議員と企業・業界団体の関係を理論的に分析する。比較制度分析によるゲーム理論では、主に自民党議員の行動を中心とした分析になる。よって、双方のアクターの状況を分析し、規制緩和に関した一般的な議論を試みる。

8) 経済学およびゲーム理論では、「制度」とは3つの意味で用いられてきた。第1に「ゲームのルール」、第2に「プレイヤーの集合」、第3に「均衡」である。青木らの比較制度分析においては第3の「均衡」というアプローチから制度を用いる。

9) 比較制度分析の代表的事例として、グライフ (Greif, 2006=09) がある。彼は古代ローマ帝国時代の地中海交易が、ローマ帝国崩壊して交易を支える制度無くなったにもかかわらず、後に自由交易が復活したことをゲームにより理論化している。本稿は、このようにきわめて限られた資料から理論モデルを構築する試論である。また、永久 (1995) 日本の中選挙区制の下で、国会議員が防衛政策を積極的に論じなかったのかを、ゲーム理論で分析している。選挙制度と政策を関連させて理論的に分析した嚆矢であろう。

3-2 アクターの特徴

日本の民間企業の活動に対する規制は大別して経済的規制と社会的規制があるが、いずれも鉄の三角形により強固に存在してきた。鉄の三角形のアクターは官僚、自民党議員、業界団体である。官僚がこの一角を成すのは、まさに規制を作る側であり、その背後に族議員政治家の存在が窺えるからである。さらに、官僚がこのような行為をするのは自分たちの既得権益、天下り先を死守するためともいわれる。しかし、ここで分析対象とするメカニズムは選挙制度の差異がもたらす議員行動と、その背後にある選挙戦における金と票を巡る議員と業界団体・企業との関係である。官僚機構の存在も規制が残存してきた大きな要因であるが、本稿では、鉄の三角形の一部である自民党議員-業界団体の関係変化を分析の中心とする。よって、官僚を積極的に分析モデルに組み込み煩雑にする必要はない。したがって、ここでは自民党議員と業界団体・傘下企業だけでモデルを構築する。では、これら2つのアクターの合理性を示す行動基準を示しておく。着目する点は期待利得をもたらす経路である。特区創設において、両者に期待利益をもたらす経路は2つ考えられる。1つは自民党議員の地盤としての市町村であり、もう1つは自民党議員の所属委員会である。なぜならば、規制を作る所轄官庁は議員の所属委員会と深く関係しているからである。

(1) 自民党議員の行動基準

中選挙区においては自民党議員は複数存在して、互いに競合する関係である。したがって、自分以外の自民党議員が選挙で有利になる可能性をもたらす状況は好ましくない。もし、特区が中選挙区内にできれば、その特区を申請した市町村を地盤とする自民党議員に対して、系列地方議員や特区事業者となる企業から票と金の還流が期待される。また、特区の内容に深く関わる委員会に所属する自民党議員も、事業者となる企業からの票と金の還流が期待される。これら2つの理由により、他の自民党議員は特区に反対するのである。中選挙区における特区の在り方を考えてみると、提案と申請においていくつかの組み合わせが存在することになる。しかし、結果としては、どのような組み合わせにおいても、自民党議員は自分自身の期待利益が損なわれないように行動するために特区に反対する。

(2) 業界団体・傘下企業の行動基準

中選挙区の区域には、業界団体の傘下企業が複数存在している。また、区域内の各市町村にも業界団体の傘下企業は複数存在している。特区は地方自治体や企業が提案して、地方自治体が申請するが、特区で事業者になるのは主に企業である¹⁰⁾。よって、もし企業が特区で事業者になりたい場合には、傘下企業をとりまとめる業界団体との関係において足並みが揃わないと特区創設は難しいことになる。

10) いくつかの例外として、地方自治体が特別に法人を設立して事業者となっている場合もある。

ここから2つの状況が想定される。第1の状況は、特区創設により既存の業界団体の市場に新たな業界団体・傘下企業が事業者として参入しようとする場合である。この場合は、新たな業界団体・傘下企業は特区に賛成するが、新たな業界団体も自民党議員との関係は間違いなく存在するから、その利害調整にコストが掛かる。また、当然ながら既存の業界団体は特区に反対する。第2の状況は、特区による規制緩和が期待される市場で、これまで活動してきた既存の業界団体傘下の企業が特区の事業者になろうとする場合である。中選挙区下の各市町村には既存の業界団体傘下の企業が多く存在しているから、どこかの市町村で特区が認められるのは基本賛成であるが、他の市町村に存在する傘下企業は相対的に不利益を被る。よって、既存の業界団体の傘下企業は混乱する。さらに選挙区内の自民党議員間の利害調整にコストも掛かり既存の業界団体としては利得が増えることは無い。したがって、既存の業界団体では総論賛成・各論反対となり、特区創設には反対する。藤田(2005, 146ページ)は日本社会を「全員の『合意』ないし『和』が前提となり、また、一部の強者の突出を許さず、団体の構成員全体に利益を平等に配分することを重視する特徴がある」と論じている。よって、特区などの規制緩和に関して、総論賛成・各論反対の状況は、我が国特有の事情、つまり「出る杭は打たれる」「根回し文化」「『和』の文化」などに、その由来が求められる(齋藤, 2013, 16ページ)が、アクターの合理性がその背後に存在している。

4. 中選挙区におけるモデルの分析

4-1 中選挙区における特区を巡るゲームの枠組み

では、規制緩和における特区創設の過程を、業界団体と自民党議員によるゲームとして再構成してみる。中選挙区において規制緩和は、鉄の三角形により総論賛成・各論反対となっていた。中選挙区制において規制緩和を総論賛成・各論反対とさせる業界団体・傘下企業と自民党の状況を考えてみる。

(1) 業界団体・傘下企業の状況と反応

① 基本的状況：業界団体は傘下企業間の過当競争を防ぎ、利害調整のために存在する。さらに業界団体は自らの既得権益を守るために規制を利用してきた。業界団体は全国組織の下に都道府県支部、さらに政令市、中核市には支部が存在する場合が多い。

認定される特区は、1つの市町村が基本である。2003年から2005年の9回にわたる認定分では、認定された498のうち、377が1つの市町村である。中選挙区は複数の市町村から構成され、中選挙区の区域には業界団体の傘下企業が多く存在する。

業界団体が特区などの規制緩和に反対する理由は主に2つある。第1に、他の業界団体が市場へ新規参入することにより既得権益が損なわれるからである。第2に、業界団体内部での過当競争を防ぐことにより、業界団体傘下企業の既得権益を守るためである。第1の理由

は自明であろう。では、第2の理由に関して以下で② 特区の区域、③ 特区の内容、④ 特区の区域と内容、⑤ 業界団体の総合的な判断、に分けて考察する。

② 特区の区域：特区は自治体・企業が提案して、自治体が申請する。特区において事業者となる可能性のある企業は複数存在し、企業は事業者になれば規制緩和による期待利益が見込まれる。ここに自民党議員が影響力を行使する余地が生まれる。なぜならば、地盤を基礎として自民党国会議員-県議会議員-市町村議会議員の繋がりにからなる系列が存在するからである。この系列化により、自民党議員は地盤とする市町村を特区にして業界団体からの票と金の還流を図る。しかし、他の市町村を地盤とする自民党議員は不利益を被ることになり、特区に関して業界団体に異を唱える。したがって、業界団体は事業者（企業）選定と自民党議員間の利害調整をしなくてはならない。

③ 特区の内容：特区の内容は各省庁が所管する規制と深く関わっている。よって、ある特区の内容に関する委員会に所属する自民党議員は、そのような特区が認定されれば業界団体からの票と金の還流が期待される。しかし、その委員会に属していない自民党議員は相対的に不利益を被るから反対する。したがって、業界団体は自民党議員間の困難な調整をしなくてはならない。

④ 特区の区域と内容：②と③が重なる場合もある。ある市町村で申請された特区に関して、その市町村を地盤として、かつ特区の内容と深く関わる委員会に所属している自民党議員は票と金の還流が期待できる。しかし、他の自民党議員は不利益を被ることになり、業界団体は自民党議員間の困難な調整をしなくてはならない。

⑤ 業界団体の総合的な判断：②③④より、特区に指定された市町村の事業者（企業）だけが利益を得るようなことになると、業界団体は他の傘下企業間と困難な利害調整をしなくてはならない。もし、特区を認めれば、当該自治体を地盤とする自民党議員を優遇することになる。なぜならば、事業者である企業から票と金とその自民党議員に還流することが期待されるからである。その結果、他の自民党議員は相対的に不利益を被ることになり、業界団体に対して彼らは特区創設の中止を求める。よって、業界団体は規制緩和には総論賛成であるが、特区に対しては各論反対となる。

(2) 自民党議員の状況と反応

① 基本的状況：中選挙区は複数の市町村から構成され、定数は3~5議席であり、自民党議員は複数存在している。よって、選挙の際は自民党議員同士で競合する。

自民党議員が特区などの規制緩和に反対する理由も主に2つある。第1に、それまで自分と関係が深い既存の業界団体の市場に別の業界団体が新規参入する場合である。このとき新規参入の業界団体は、既存の業界団体の既得権益を侵すことになる。自民党議員は新規参入の業界団体から票と金の還流が期待できるかもしれないが、リスクも存在する。よって、リ

スクを避けて既得権益を守るために特区に反対して業界同士の競争を回避させる。

第2に、規制緩和による特区は自民党議員の地盤と所属委員会に関係する。したがって、中選挙区内の自民党議員間の競争に影響を及ぼすから反対する。第1の理由は自明であろう。では、第2の理由に関して以下で②特区の区域、③特区の内容、④自治体の対応、⑤自民党議員の総合的な判断、に分けて考察する。

② 特区の区域：中選挙区では自民党議員は複数存在しているから、自分以外の自民党議員が地盤とする市町村が特区になることに関しては反対する。なぜならば、自分以外の自民党議員が関わる特区ができれば、その特区で事業者になる業界団体・傘下企業からその自民党議員に票と金(期待利益)が還流するからである。よって、その分だけ本来自分のところに回ってきたはずの票と金が減ることになる。

③ 特区の内容：自民党議員の間にはキャリア、派閥により選挙区内に序列が存在する。この序列により、国会における所属委員会も決まる。もし、ある委員会に深く関わる内容の特区ならば、その委員会に所属している自民党議員に業界団体・傘下企業である企業から票と金が還流する。また、特区に関わる委員会の自民党議員がいなくても、次の選挙でその委員のポストを序列上位の議員が採るかもしれない。よって、誰か1人の自民党議員は賛成するかもしれないが、他の自民党議員は反対する。

④ 自治体の対応：自治体は内容の異なる特区を複数申請することも可能である。しかし、特区の趣旨からして1つの自治体が複数申請しても全て通る可能性は低い。地方では自治体、企業のリソースはかなり限られている。仮に1つの自治体が内容の異なる複数の特区を申請するのであれば、その自治体を地盤とする自民党議員が有利になるだけであり、他の自民党議員は特区に反対する。内容の異なる複数の特区を申請することは、複数の業界団体が傘下企業の利害調整をするだけで、1つの特区申請と状況は変わらない。また、複数の市町村が同じ内容の特区を申請することもあるが、その場合は、内容に深く関わる委員会に属するか、もしくは近い自民党議員が有利になり、他の自民党議員は反対して業界団体は困難な調整をしなくてはならない。

⑤ 自民党議員の総合的な判断：②③④より特区に指定された市町村を地盤とする自民党議員は、その業界団体からの票と金の還流が期待される。また、特区の内容に関わる委員会に所属する自民党議員もその業界団体からの票と金の還流が期待される。しかし、それらに該当しない自民党議員は期待利益を相対的に減らすことになるから特区に反対する。したがって、地盤や所属委員会が特区に関係する自民党議員であっても周囲の状況を考慮すれば、特区創設を断念する方がよいのである。

以上、自民党議員と業界団体・傘下企業の特区創設に対応する反応を中選挙区の下で考察した。最も単純な場合は、中選挙区における1つの市町村が特区となる場合である。しかし、

表 4-1 業界団体・傘下企業と自民党議員の状況と反応

		業界団体・傘下企業	自民党議員
I 基本的 状況		<ul style="list-style-type: none"> ◆業界団体は傘下企業の利害調整のために存在する。 ◆中選挙区には業界団体の傘下企業が複数存在する。 ◆特区認定は1つの市町村が基本となっている。 ◆中選挙区は複数の市町村から構成される。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中選挙区では自民党議員は複数存在する。自民党議員の間には、キャリア、派閥により序列が存在する。 ◆中選挙区内の自民党議員は、序列により国会内の所属委員会が決まる。同一選挙区内では、同じ委員会の議員は存在しない。自民党議員は、中選挙区においては互いに競争関係にある。 ◆自民党議員は中選挙区内で地盤となる市町村を有している。 ◆自民党議員は、業界団体と地盤からの票と金を期待利益としている
	II 特区創設で 新たな業界 団体の新規 参入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆業界団体は規制により他の業界団体が市場に新規参入するのを阻み既得権益を守っている。したがって、特区により規制緩和され、他業界団体が市場に参入する可能性があるため、特区に反対する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆それまで支持してくれた業界団体の利益を損なうから反対する。 ◆自民党議員にとっても特区により他の業界団体が自分に期待利益をもたらす場合もあるが、他の議員が期待利得を増やす可能性がある。したがって反対する。
III 特区創設で 新たな業界 団体の新規 参入なし	単一の市町村が特区を申請	<ul style="list-style-type: none"> ◆中選挙区内の1つの市町村が特区を申請する場合、基本的には市町村の1つの企業が事業者となる。よって、同一市町村内の傘下企業との軋轢が生じる。また、他の自民党議員との関係から中選挙区内の他の市町村の企業とも軋轢が生じる。 よって、その軋轢の調整をしなくてはならなくなり、業界団体としては総論賛・各論反対となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中選挙区内の或る1つの市町村が特区を申請する場合、その市町村を地盤とする自民党議員は利益を得るが、他の自民党議員は相対的に利益を失うから、特区に反対する。 ◆特区の内容によっては、その内容に深く関わる委員会に属する自民党議員を利することになる。よって他の自民党議員は特区に反対する。 ◆もし地盤とする自民党議員と特に深く関わる委員会に属する自民党議員が異なっても、中選挙区では互いに競争するから、特区に反対する。
	複数の分野の特区を申請	<ul style="list-style-type: none"> ◆中選挙区内の1つの市町村が複数分野の特区を申請する場合は、複数の業界団体が傘下企業の利害調整をすることになる。 ◆もし、自民党議員が複数の特区の内容に関わる委員会に所属しているなら、複数の特区の成立も想定されるが、特区の趣旨からして全て成立する可能性は無い。 よって、特区の内容に依存する優先順位による業界団体の競争となり、総論賛成・各論反対となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆1つの市町村で複数分野の特区が申請されるならば、その市を地盤とする自民党議員が有利になるが、他の議員は不利になるから反対する。 ◆また、複数内容の特区であるから内容に関わる委員会に属している議員がいれば彼らが得することになるが、他の自民党議員は選挙区内で競合しているから反対する。

Ⅲ 特区創設で新たな業界団体の新規参入なし	複数の市町村が特区を申請	1つの分野の特区③	◆複数の市町村が同じ分野・内容の特区を申請する場合は、その業界団体としては基本的には賛成。しかし、それらの市町村を地盤とする自民党議員は利得を有するがそうでない自民党議員は反対し、利害調整のコストは高くなる。 ◆また、特区に深く関わる委員会に所属する自民党議員がいれば他の議員は特区に反対するので、その調整コストも高くなる。よって、総論賛成・各論反対となる。	◆複数の市町村が同じ内容の特区を申請する場合は、その市町村を地盤とする自民党議員および、その特区に深く関わる委員会所属する自民党議員は票と金を得ることができるが、それ以外の自民党議員は反対する。また、そのような議員がいなければ序列上位の議員が票と金を得る可能性が高くなる。よって、反対する議員がいる。
	複数の分野の特区④	◆複数の市町村が複数の異なる特区を申請する場合、Ⅲ-①②③が同時に成り立つことになる。 よって、各業界団体は参加企業および自民党議員間の利害調整が困難になり、総論賛成各論反対となる。	◆各自民党議員が地盤とする市町村が特区であり、それぞれの特区に深く関わる委員会に自民党議員が所属していても（このようなことはあり得ないが）、選挙区内の自民党議員の序列により利害関係が発生する。 ◆現実的には、最も大きな市が特区ならば、そこを地盤とする自民党議員が有利となる。よって他の議員は反対する。	

特区の提案から申請までは多様な場合が想定される。たとえば、中選挙区における全ての市町村が同じ内容の特区を申請することも、認定されるか否かは別として可能である。また、同様に全ての市町村で異なる内容の特区を申請することも可能なのである。さらに規制緩和という観点に立てば、新たな業界団体が市場に新規参入することも考えられる。では、想定される全ての場合における「業界団体・傘下企業」と「自民党議員」の状況と反応を表4-1に記しておく。まず、表頭の次の2行目のIには「基本的状況」として各アクターの置かれている基礎的状況である。次の3行目のIIは新規参入の業界団体への反応である。4、5行目のⅢ①②は選挙区のなかの或る1つの市町村が特区を申請する場合である¹¹⁾。

この状況は実際に第1回は1069件の申請、それ以降の第2回から第5回までは各回500件を超えており、1つの自治体が複数の特区を申請している状況が窺える。Ⅲ①は1つの分野の特区、Ⅲ②は複数の分野の特区を申請する場合である。5、6行目のⅢ③④は中選挙区内で複数の市町村が特区を申請する場合である。Ⅲ③は複数の市町村が同じ分野の特区を申請する場合、Ⅲ④は複数の異なる分野の特区を申請する場合である。たとえば、都道府県が

11) 北九州市は物流に特化した1つの分野で40項目の規制緩和を申請して、7項目が認定された。三鷹市は4分野32項目を申請して、18項目(8項目は現行法で対応可能)である(小野, 2003, 8ページ)。

単独で申請する場合はこれらの場合に相当する¹²⁾。

4-2 中選挙区におけるゲーム

(1) ゲームのプレイヤーと表現形式

前項の業界団体・企業と自民党議員の関係を、比較制度分析の枠組みからゲームとして捉えてみる。ゲームはある業界団体に所属する企業が、特区の申請をしようとしている状況下で行われるものとする。業界団体は、このような状況で自民党議員を応援するか否かを選択する。もし、業界団体に応援してもらえらば、自民党議員は特区創設に対して賛成か反対かを選択する。これがゲームの基本的な進行である。

プレイヤーは中選挙区における1人の自民党議員と、特区を提案しようとする企業が属している業界団体である。だが、特区を提案して事業主体となる企業には2つのタイプが考えられる。よって、企業のタイプの違いによりゲームの状況が異なるのか否かを確認しておく。まず、① 特区に関わる規制の存在する市場で既に活動してきた業界団体の傘下企業である。これを以下「既存企業」とする。次に② 規制緩和により新たに市場に参入しようとする業界団体傘下企業である。以下「新規企業」とする。では、この2つの企業タイプに分けて、ゲームの状況を考えてみる。

① 既存企業 (図4-1) 業界団体Aは、傘下企業の企業1の特区提案に対して、自民党議員(自民1)が賛成すると傘下企業(企業2, 3, 4)の利害調整が必要となる。また業界団体Aは他の自民党議員(自民2, 3)との関係(応援)の調整も必要となる。よって、自民1がもし賛成するなら、自民1は業界団体Aおよび自民2, 3と対立することになる。自民1

図4-1 既存企業と自民党議員の関係

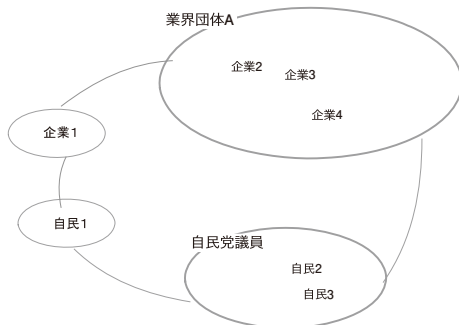
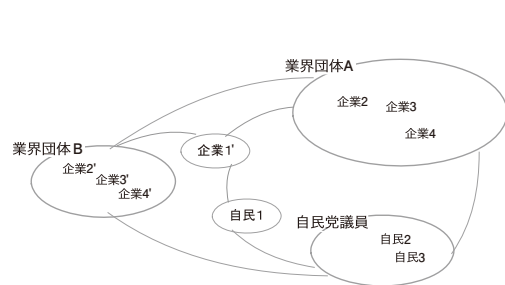


図4-2 新規企業と自民党議員の関係



12) 2003(平成15)年から2005(平成17)年の第9回までの認定では498件が認定されているが、そのうち市町村単独が377件、都道府県単独は67件(全国展開を除く)である(岩城, 2006, 115ページ)。

が特区に反対ならば対立関係は生じない。

② 新規企業(図4-2) 業界団体B傘下の企業1'の特区の提案に対して、業界団体Aは占有していた市場に企業1'が参入しようとするのであるから反対する。業界団体Bは自民党議員(自民1)が賛成すると他の傘下企業(企業2', 3', 4')の利益調整が必要となる。また、業界団体Bは他の自民党議員(自民2, 3)との関係(応援)の調整も必要となる。この場合、自民1がもし賛成するなら、自民1は業界団体Aおよび業界団体B、さらに自民2, 3と対立することになる。自民1が特区に反対ならば対立関係は生じない。業界団体AとBは対立しているが、自民1に対しては同じ態度であるから、AとBを1つの団体とみなせば、ゲームは①と同じになる。したがって、①②でみたように、特区創設に対する業界団体と自民党議員の状況は同じ構造であるから、ゲームは同じものとして行うことができる。

では、この状況をゲームで再構成してみる。プレイヤーは特区の提案をする企業が属する業界団体と、1人の自民党議員である。ただし、自民党議員は、特区を申請する市町村を地盤とするか、特区の分野が自身の所属委員会に関連しており、特区創設により最も期待利益が大きい議員とする。もし、このような自民党議員でさえも結果として賛成しないならば、他の自民党議員も賛成しないのである。ただし、このような仮定が無くても自民党議員は複数存在するから、序列が低くても複数の議員らが反対すれば、このような序列の高い議員も賛成できない状況が業界団体を通じて作り出されることになる。

自民党議員にとって、他の自民党議員の地盤や所属委員会に関わる特区ができることは、自分の既得権益である地盤や業界団体からの票と金(期待利得)が減少する可能性が高くなるのである。だが、業界団体も自民党議員も特区創設により、事業者である企業の収益が上がれば両者の利益になるはずであるが、双方はともに内部に競争者を抱えて、その調整に多くのコストが掛かることにより、特区は無い方が安定した利益を得ることができることになる。

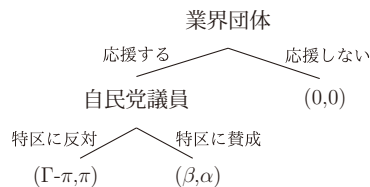
特区の提案は主に業界団体傘下の企業と自治体が行い、所轄官庁による調整の後に申請は自治体が行う。また、最終的な事業者は企業であるが中選挙区、市町村という広域であるが故にそれを取りまとめるのは業界団体である。よって、実際に特区の提案は事業者となる企業がすることになるが、自民党議員との関係は業界団体を取り纏めているから、業界団体が自民党議員を応援するか否かがゲームの出発点(第1ノード)となる。次いで、第2ノードで自民党議員が特区に賛成するか否かを選択する。このゲームは中選挙区において企業が特区創設を目指し、業界団体は総論賛成・各論反対の状況にあり、自民党議員がその状況に対応することになる。よって、自民党議員が反対したならば特区はできないが、特区創設(規制緩和)を目指す企業は潜在的に複数存在するから、企業が属する業界団体が入れ替わりゲームは繰り返されることになる。

(2) ゲームの利得

ゲームは業界団体が自民党議員を応援するか否かの選択に始まり、その結果として応援される自民党議員が特区に賛成か反対かを選択するものであるから、完全情報の展開ゲームとして表現される。では、このとき業界団体と自民党議員の利得を表しておく。図4-3の括弧で示す行ベクトルが各プレイヤーの利得であり、左側が業界団体の利得、右側が自民党議員の利得である。第1のノードで業界団体は自民党議員を応援するか否かを選択する。第1ノードで業界団体が自民党議員を応援しない場合は、自民党議員との関係は無く、業界団体も自民党議員も利得は無く(0,0)となる。

次に、第1ノードで業界団体が自民党議員の応援をするならば、第2ノードで自民党議員が特区に賛成か反対かを選択する。自民党議員が賛成したときには特区が創設されるので、業界団体は自民党議員に対して見返りとしてしかたなく期待利得 α を約束する。つまり、自民党議員は賛成したときはその見返りとして、そのときだけ破格の α ($\alpha > \pi$)という期待利得を得る¹³⁾。業界団体は企業の特区創設による期待利得として β を見込む。ただし、このときの β は業界団体傘下の他企業との関係調整、選挙区内の他自民党議員との関係調整に掛かるコストを差し引いたものである。自民党議員が反対したときには特区は創設されないから、業界団体は通常の関係を維持するための期待利得 π を自民党議員に約束する。このとき業界団体は通常のエconomic活動により得る利得を Γ とすると、そこから π を差し引いた $\Gamma - \pi$ を

図4-3 業界団体と自民党議員のゲーム ($\Gamma - \pi > \beta$, $\pi < \alpha$)



13) 「そのときだけ破格の α ($\alpha > \pi$)という期待利得を得る」ことは、以下の考えに沿う。このゲームを有限回部分ゲームとした場合、均衡は、もし、 $\beta > 0$ ならば、業界団体は「応援する」、自民党議員は「特区に賛成」が部分ゲーム完全均衡となる。もし、 $\beta < 0$ ならば、業界団体は「応援しない」、自民党議員は「特区に賛成」が部分ゲーム完全均衡となる。無限回ゲームの場合、 $\beta < 0$ ならば、一度でも裏切った自民党議員に対しては、絶対に応援しなくなると言える。しかし、 $\beta > 0$ ならば、そうはならない。業界団体はその議員を応援しなければ、利得は0であるが、たとえその議員が「特区に賛成」と分かっているとしても、業界団体はその議員を応援すれば、 $\beta > 0$ の利得を常に受け取ることが出来るので、業界団体は「応援する」、自民党議員は「特区に賛成」するが無限回ゲームにおいても部分ゲーム完全均衡となる。しかし、一度でも裏切った議員に対して、必ず応援しただけでなく、その議員とは別の議員を必ず応援するように業界団体が動くのであれば、無限回ゲームであっても、「応援する」「特区に反対」が部分ゲーム完全均衡であると言えるようになる。

期待利得とする。

このゲームが行われた後にも、同じゲームが繰り返されるとする。その場合、業界団体は一度でも特区に賛成した自民党議員への応援割合を少なくする。応援割合とは複数いる自民党議員に対して業界団体が行うの応援の配分比率である。自民党議員は複数存在するから、自分に割り当てられる応援割合は戦略の重要な要素になる。また、自民党議員が何らかの理由で落選する確率を σ とする。現在落選している自民党議員への応援割合を ρ とする。以前に一度でも特区に賛成していたら ρ_s 、そうでなければ ρ_d とする。ただし、業界団体は入れ替わるが、同じゲームが中選挙区における特区創出として繰り返し行われるのである。ゲームは、ある時点の選挙から次の選挙の時点までの間に行われるものとする。よって、自民党議員に与えられる期待利得は選挙で当選を目指すための票とお金(応援)である。図4-3のゲームの構造は繰り返しゲームでよく用いられる構造であり、「同一のプレイヤーとは1回のプレイであるが、異なるプレイヤー同じ状況を何度も繰り返しプレイする状況である¹⁴⁾。図4-3のモデルとほぼ同じ構造をもつゲームの例としては、渡辺(2008, 309ページ)、グライフ(Greif, 2006=09, 67-78ページ)、岡崎(2010, 41ページ)がある。

繰り返しゲームにおいては、最終的に均衡を見極めるための利得は、平均利得または割引因子により現在価値に変換された割引利得の和を用いる。よって、ここでは図4-3の利得から割引因子を用いて現在価値に変換された割引利得の和を算出し、そこから均衡を求める。分かり易くするために、先に結論を述べておくと、業界団体が「応援する」、自民党議員は「特区に反対」が部分ゲーム完全均衡となっており、双方の利得は $(\Gamma - \pi, \pi)$ となる¹⁵⁾。

(3) プレイヤーの戦略

特区創設を求める企業の属している業界団体の戦略は、以下の①②③になる。ただし、業界団体の他の傘下企業は、特区創設により不利益を被る。この状況で、業界団体は次のような戦略をとる。

① ある企業が特区を提案している。提案はある選挙の終了後から次の選挙開始までの間に行われる。業界団体は自民党議員を応援するか否かを決定し、応援するのであれば業界団体は自民党議員に対して破格の利得 α を与える。そのときの業界団体の利得を β とする。 β は傘下企業の納付金や特区創設で見込まれる企業の期待利得を含み、そこから α および他の自

14) このゲームは理論的には無限繰り返しゲームとなるが、「ゲームはいつ終わるか分からない」という解釈を用いることにより、モデルの正当性は保持できる。中選挙区において自民党議員は誰かが引退しても、代わりに自民党議員がその地盤を継ぐのであるから、ゲームは続くのである。

15) 仮にこのゲームを1回だけのゲームとすると、 $\beta > 0$ なら (β, α) 、 $\beta < 0$ なら $(0, 0)$ が部分ゲーム完全均衡である。なお、複数回の繰り返しゲームであっても回数が有限回であるならば、同様のことがいえる。この点はゲームの均衡を求める際に用いられる「後ろ向き帰納法」という解法によって示すことが可能である。

民党議員、業界団体への調整コストを差し引いたものである。業界団体は自民党議員が特区に反対のときは利得 π を与える。ただし、 π は自民党議員の誘因整合性制約を満たす。業界団体の利益は $\Gamma - \pi$ である。 Γ は企業の通常活動の利益であるが、他の自民党議員、業界団体への調整コストを差し引いたものである ($\Gamma - \pi > \beta$)。

② 自民党議員が賛成したら、特区ができる。しかし、その業界団体からの彼への応援割合は次の選挙では少なくなる。なぜならば、特区創設により業界団体は傘下企業間の利害調整、および他の自民党議員間の利害調整をしなくてはならないからである。

③ 一度でも賛成した自民党議員に対しては、当該業界団体は彼が団体内部を混乱させたこと、他の自民党議員間の調整コストが掛かったことから、次の選挙での応援割合を減らす。特区を提案する企業は変わる。いろいろな分野の業界団体がプレイヤーとなり繰り返されるから、その自民党議員に対する評判や経歴から、次期にプレイヤーとなる業界団体もいつ自分ところで同じ事が起こるか分からないので、選挙での応援割合を減らす。

このゲームの戦略の特徴は ③ であり、比較制度分析の嚆矢でもあるグライフ (Grief, 2001=09) のモデルにおける MPS (Multiple Punishment Strategy) やトリガー戦略とほぼ同じ戦略である。この MPS では、業界団体全体に害を及ぼす可能性のある評判のあるプレイヤー、つまり特区に賛成する自民党議員に対して、別の回のプレイヤーも含めた業界団体が懲罰を与えるのである。したがって、中選挙区内の自民党議員は皆特区に反対せざるを得ない状況に置かれるのである。この MPS は中選挙区において作り出された企業・業界団体と自民党議員との制度であり、この制度が均衡になっているのである。

では、この MPS の状況がゲームの均衡であることを検証する。そのためには、自民党議員の誘因整合性制約を定式化する必要がある。自民党議員の議員在職中の期待生涯利得の割引現在価値は、議員の状況から 2 つ考えられる。現職の議員であり特区創設反対の議員の期待生涯利得の割引現在価値を V^a とする。現在落選中、もしくは新しく立候補しようとしている議員の期待生涯利得の割引現在価値を V_i^u とする。 $i = s$ は特区に賛成、 $i = d$ は特区に反対である。

$$V^a = \pi + k[(1 - \sigma)V^a + \sigma V_d^u] \quad (1)$$

$$V_i^u = \rho_i V^a + k(1 - \rho_i)V_i^u, i = s, d \quad (2)$$

σ を何らかの理由により落選する確率とする。 ρ_i を業界団体から受ける応援割合 ($i = s$ は特区に賛成、 $i = d$ は特区に反対) とする。 $k(0 < k < 1)$ は自民党議員の将来の利得に関する割引因子である。

ゲームは何度も繰り返されるから、ここで行うべきことは、自民党議員の誘因整合性制約から特区に賛成しない条件を求めることである。よって、今期と次期以降をもとに誘因整合

性制約を求める。

V^a , V_i^u では、どちらも右辺の第1項が今期(今現在)の利得であり、第2項が次期以降の利得を表すことになる。自民党議員が今期に特区に賛成した場合、期待生涯利得の割引現在価値は次のようになる。今期の利得は仮定から α であり、来期以降の利得の割引現在価値は kV_s^u であるから、合計で $\alpha + kV_s^u$ となる。したがって、自民党議員が今期に特区に賛成するインセンティブを持たない条件、つまり誘因整合性制約条件は

$$V^a \geq \alpha + kV_s^u \quad (3)$$

となる。式(3)と式(1)、式(2)から自民党議員が今期特区に賛成するインセンティブを持たないための π に関する必要十分条件は式(3)の V^a と V_s^u を π と他のパラメータで表すことにより導出できる。では、以下でその条件を求める。

式(1)の V_d^u を消去するために、式(2)で $i = d$ として、

$$V_d^u = \rho_d V^a + k(1 - \rho_d)V_d^u \quad (2')$$

式(2')を V_d^u で整理して、

$$V_d^u = \frac{\rho_d}{1 - k(1 - \rho_d)} V^a$$

として、これを式(1)に代入して、

$$V^a = \pi + k \left[(1 - \sigma)V^a + \sigma \frac{\rho_d}{1 - k(1 - \rho_d)} V^a \right]$$

となる。

ここで V^a について整理すると、

$$V^a = \frac{\pi [1 - k(1 - \rho_h)]}{(1 - k) [1 - k(1 - \rho_d) + \sigma k(1 - \rho_d)]} \quad (4)$$

となる。次に、 V_s^u は式(4)を式(2)で $i = s$ として代入して、

$$V_s^u = \frac{\pi \rho_s [1 - k(1 - \rho_d)]}{(1 - k) [1 - k(1 - \rho_s)] [1 - k(1 - \rho_d) + \sigma k(1 - \rho_d)]} \quad (5)$$

となる¹⁶⁾ 式(4)と式(5)を式(3)に代入して、 π について整理すれば、

16) 式(2)で $i = s$ として、

$$V_s^u = \rho_s V^a + k[(1 - \rho_s)V_s^u]$$

とする。右辺の第2項を左辺に移項して V_s^u で整理すると、

$$[1 - k(1 - \rho_s)] V_s^u = \rho_s V^a$$

ここで式(4)から

$$[1 - k(1 - \rho_s)] V_s^u = \rho_s \frac{\pi [1 - k(1 - \rho_h)]}{(1 - k) [1 - k(1 - \rho_d) + \sigma k(1 - \rho_d)]}$$

である。この式の両辺を $[1 - k(1 - \rho_h)]$ で除すれば式(5)となる。

$$\pi \geq \alpha [1 - k(1 - \rho_d)(1 - \sigma)] \frac{1 - k(1 - \rho_s)}{1 - k(1 - \rho_d)} \quad (6)$$

となり¹⁷⁾、式(6)が自民党議員の期待利得に関する誘因整合性制約となる。

自民党議員は式(6)において π が大きいと、つまり π の値がある値以上のときに賛成するインセンティブを持たなくなるのである。また、自民党議員は、 π が小さいと他の自民党議員に何を言われても特区に賛成して、そのときだけ α を得ようとすることになる¹⁸⁾。つまり π が大きいと賛成することの機会費用が高くなるのである。賛成した自民党議員は、業界団体からの次期選挙における応援割合は少なくなる。つまり、 ρ_s は1未満であるから、1回だけ α という高い利得を得る代償として、将来にわたって得られたはずの自民党議員としての期待利得を $(1 - \rho_s)$ の確率で失うことになる。これが自民党議員が特区に賛成することの機会費用となる。 π が大きいほど、得られたはずの期待利得ないし機会費用が大きいのである。

式(6)を満たす π は自民党議員が特区に反対するような期待利得である。これを「効率利得」とする。式(6)では、 π の値は ρ_s と ρ_d の2つのパラメータに依存している。式(6)で α と $[1 - k(1 - \rho_d)(1 - \sigma)]$ は正値である。よって、 ρ_s の効果を見るためには α 、 k 、 σ 、 ρ_d を一定にすればよい。そのとき ρ_s の π への効果を見ると、 ρ_s が小さいほど π が小さくなる。

17) 式(3)の右辺の第2項を左辺に移項して、 $V^a - kV_s^u \geq \alpha$ とする。

ここで、左辺に式(4)と式(5)を代入すると左辺は

$$\begin{aligned} & \frac{\pi [1 - k(1 - \rho_d)]}{(1 - k) [1 - k(1 - \rho_d) + \sigma k(1 - \rho_d)]} - \frac{\pi \rho_d [1 - k(1 - \rho_s)]}{(1 - k) [1 - k(1 - \rho_s)] [1 - k(1 - \rho_d) + \sigma k(1 - \rho_s)]} \\ &= \frac{\pi [1 - k(1 - \rho_d)] [1 - k(1 - \rho_s)] - k\pi \rho_d [1 - k(1 - \rho_d)]}{(1 - k) [1 - k(1 - \rho_d)] [1 - k(1 - \rho_d) + \sigma k(1 - \rho_s)]} \\ &= \frac{[1 - k(1 - \rho_d)] [\alpha \{1 - k(1 - \rho_s) - k\pi \rho_s\}]}{(1 - k) [1 - k(1 - \rho_d)] [1 - k(1 - \rho_d) + \sigma k(1 - \rho_s)]} \\ &= \frac{[1 - k(1 - \rho_d)] (1 - k)\pi}{(1 - k) [1 - k(1 - \rho_d)] [1 - k(1 - \rho_s) + \sigma k(1 - \rho_s)]} \\ &= \frac{1 - k(1 - \rho_d)}{[1 - k(1 - \rho_d) + \sigma k(1 - \rho_d)] [1 - k(1 - \rho_s)]} \pi \end{aligned}$$

となる。

よって式(3)は

$$= \frac{1 - k(1 - \rho_d)}{[1 - k(1 - \rho_d)(1 - \sigma)] [1 - k(1 - \rho_s)]} \pi$$

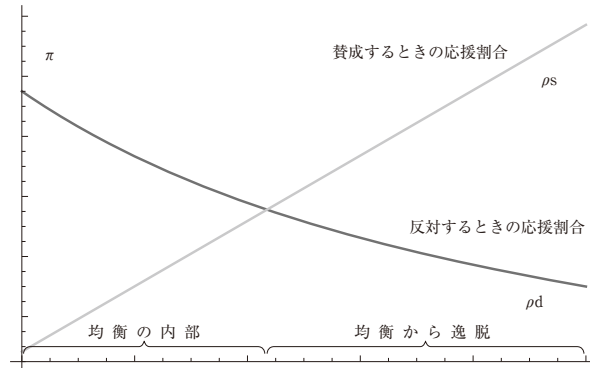
となる。パラメータの条件 $0 < k < 1$ 、 $0 < \rho_d < 1$ 、 $0 < \rho_s < 1$ 、 $0 < \sigma < 1$ から、上式の左辺は正値となるから、

$$\pi \frac{1 - k(1 - \rho_d)}{[1 - k(1 - \rho_d)(1 - \sigma)] [1 - k(1 - \rho_s)]} \geq \alpha$$

となる。

18) 「その時だけ α を得ようとする」という点に関しての解釈は、注12)と同じである。

図 4-4 ρ_d と ρ_s による π の変化 ($\rho_s < \rho_d$ が均衡)



つまり、賛成したときの自民党議員への応援割合が小さいほど π が小さくなる。 ρ_s は特区に賛成した自民党議員への応援割合であるから、 ρ_s が小さいことは賛成することの機会費用が大きいことを意味する。

また、 ρ_d の効果をみるためには α , k , σ , ρ_s を一定にすればよい。そのとき ρ_d の π への効果をみると、 ρ_d が大きいほど π が小さくなる。つまり反対したときの応援割合が大きいほど π が小さくなる(図 4-4 参照)。 ρ_d は特区に反対した自民党議員の応援割合であるから、この ρ_d が大きいことも賛成の機会費用が高いことを意味している¹⁹⁾。

業界団体が MPS に参加する理由は、次のように考えられる。他の業界団体が MPS に参加している均衡経路上では、過去に特区に賛成した自民党議員については $\rho_s < \rho_d$ である。既に他の業界団体もその自民党議員が特区に賛成したことは既知であるから、彼への応援割合は小さいのである。もし、業界団体が過去に特区に賛成した自民党議員に応援割合を大きくするのであれば、業界団体は均衡戦略から逸脱することになり、効率利得は賛成した自民党議員の方が高くなるのである。

自民党議員の効率利得は ρ_d の単調減少関数であるから、業界団体が均衡戦略から外れて特区に賛成した自民党議員を応援すると、「特区に賛成した自民党議員の効率利得 > 特区に反対した自民党議員の効率利得」となるのである。では、このことを式(6)から検証する。

式(6)より効率利得は

$$\pi^* = \alpha [1 - k(1 - \rho_d)(1 - \sigma)] \frac{1 - k(1 - \rho_s)}{1 - k(1 - \rho_d)}$$

である。均衡における π であるから、 π^* と記す。

19) パラメータは仮に、以下のように設定してグラフにした。

反対するときの応援確率: $\alpha = 2$, $k = 0.5$, $\sigma = 0.5$, $\rho_s = 0.3$

賛成するときの応援確率: $\alpha = 2$, $k = 0.5$, $\sigma = 0.5$, $\rho_d = 0.7$

π^* を ρ_d の関数としてみたときに、単調増加関数か単調減少関数であるのかを調べるのであるから、 ρ_d で偏微分すればよい。しかし、 ρ_d で偏微分すると

$$\frac{\partial \pi^*}{\partial \rho_d} = \frac{k\alpha(1-\sigma)[1-k(1-\rho_s)]}{1-k(1-\rho_d)} - \frac{k\alpha[1-\sigma(1-\rho_s)][1-k(1-\sigma)(1-\rho_s)]}{[1-k(1-\rho_d)]^2}$$

となり、判断できかねる状態になる。

そのため、ここでは $k(1-\rho_d) = x$ として、 $\pi^* = F(x)$ として扱うことにより操作を容易にする。

$$\pi^* = f(\rho_d) = F(x) = \frac{\alpha[1-(1-\sigma)x][1-k(1-\rho_s)]}{1-x}$$

とする。

つまり π^* を ρ_d の関数としてみる場合と、 x の関数としてみる場合の2つを考える。

ここで、 $F(x) = F(d(1-\rho_d))$ において、 x は ρ_d の関数であるから、合成関数として扱えばよいから、合成関数の微分公式より

$$\frac{\partial f}{\partial \rho_d} = \frac{\partial F}{\partial x} \frac{\partial x}{\partial \rho_d} \tag{7}$$

となる。

となる。この式(7)の部分ごとに正負をみれば π^* が単調増加関数か単調減少関数かを知ることができる。

商の微分公式は

$$\frac{\partial}{\partial x} \frac{f(x)}{g(x)} = \frac{f'(x)g(x) - f(x)g'(x)}{g(x)^2}$$

であるから、これを偏微分に適用して、

$$\frac{\partial \left(\frac{f(x)}{g(x)} \right)}{\partial (x)} = \frac{\left(\frac{\partial f(x)}{\partial x} \right) g(x) - f(x) \left(\frac{\partial g(x)}{\partial x} \right)}{g(x)^2}$$

となる。これを式(7)の $\frac{\partial F}{\partial x}$ に当てはめれば、

$$\begin{aligned} \frac{\partial F}{\partial x} &= \frac{(1-x)[\alpha(1-\sigma)\{1-k(1-\rho_s)\}] + \alpha[1-(1-\sigma)x][1-k(1-\rho_d)]}{(1-x)^2} \\ &= \frac{[1-k(1-\rho_s)][-\alpha(1-\sigma)(1-x) + \alpha\{1-x(1-\sigma)\}]}{(1-x)^2} \\ &= \frac{[1-k(1-\rho_s)]\sigma\alpha}{(1-x)^2} \end{aligned}$$

であり, $0 < k < 1$, $0 < \rho_s < 1$, $0 < \sigma < 1$, $\alpha > 0$ より $0 < x < 1$ において

$$\frac{\partial F}{\partial x} > 0 \quad (8)$$

であるから, $F(x)$ は単調増加関数である。

偏微分の公式 (式(7)の右辺第2項) にある $\frac{\partial x}{\partial \rho_d}$ は

$$\frac{\partial x}{\partial \rho_d} = \frac{\partial(k(1 - \rho_d))}{\partial \rho_d} = -k$$

であり, $0 < k < 1$ より,

$$\frac{\partial x}{\partial \rho_d} < 0 \quad (9)$$

となる。式(8)式(9)を式(7)に代入すると,

$$\frac{\partial f}{\partial \rho_d} < 0$$

となり, $f(\rho_d) = \pi^*$ は $0 < \rho_d < 1$ において単調減少関数であることがわかる。したがって, 業界団体は均衡から外れて特区に賛成した自民党議員への応援割合を大きくすると

「特区に賛成した自民党議員の効率利得 > 特区に反対した自民党議員の効率利得」

になる。よって, 業界団体は賛成した自民党議員への応援割合を少しにするのである。したがって, 自民党議員もこの均衡のなかで行動するのであれば, 特区に反対して効率利得の最大化を目指すのである。

4-3 小選挙区におけるゲーム

(1) プレイヤーの戦略

小選挙区では自民党議員は1人しかいない。したがって, 自民党議員間の競争は存在しない。また, 中選挙区と比較すると, 選挙区内の市町村の数も少なくなる。したがって, 業界団体は, もし傘下企業が特区の提案をしても, 選挙区内に存在する傘下企業も少なくその利害調整も中選挙区と比較すれば容易である。さらに, 中選挙区において業界団体が最も苦慮したのは, 複数存在した自民党議員間の利害調整である。換言すれば, 特区創設により誰か1人の自民党議員が有利になるような状況を, 他の自民党議員が業界団体を通じて阻止してきたのである。つまり, 業界団体としては特区(規制緩和)は総論賛成・各論反対であり, その背後にしている他の自民党議員間の利害調整のために, 特区を諦めてきたのである。

しかし, 小選挙区において自民党議員は, 特区を提案した企業の意向および業界団体の意

向さえ一致すれば、特区創設した方が地盤である市町村に経済効果（景気）をもたらすことも可能となる。特区の提案は各市町村であるから、同じ市町村ある業界団体・傘下企業ならば事業者になれる。小選挙区内の他の市町村の傘下企業は、その市町村の首長とともに特区申請に動けばよいのである。

また、業界団体としては、小選挙区内には自民党議員は1人であるから、その関係だけを維持すればよいのである。業界団体は特区創設により業界の新たなビジネスチャンスを探ることも可能であり、特区は無いよりもあった方がよいのである。よって、この状況では中選挙区のMPSとは作用が反対のMPSが存在することになる。つまり、業界団体は特区に賛成する自民党議員に応援割合を多くし、次期に特区を提案しようとする企業の業界団体は、特区に賛成した経歴のある自民党議員の応援割合を大きくしようとするから、 $\rho_s < \rho_d$ の状況になっているのである。この場合、応援割合を大きくするという事は、自民党議員は1人であるが彼を最大限応援するという事である。品田（2006, 107ページ）の論じるように「小選挙区では自民党議員は中選挙区と比較して、業界団体の調整に精を出すことは少なくなっている」「この方法は新制度下では必ずしも最適ではない」のかもしれない。この状況は裏を返せば小選挙区の選挙戦では、幅広い有権者の支持が必要ということになる。しかし、業界団体が自ら応援してくれるのであるから、自民党議員にとっては渡りに船ということになり、応援割合が大きくなる事が選挙戦を不利にすることはない。業界団体としても特区は全国展開される可能性もあり、また自民党議員も他の自民党議員は存在しないから、地盤の経済効果追求に専心することができるのである。

(2) 小選挙区におけるゲームの解

小選挙区では自民党議員の行動も変化してきており、業界団体とは深く付き合うという傾向は減少しているとも言われる（品田, 2006, 107ページ）。また、国会議員全体としても中選挙区時代よりは、業界団体を重視していない（久米, 2006, 266-269ページ）とされる。とすると、ゲームで業界団体が得られる利得、および自民党議員の利得も小選挙区では異なるかもしれない。ゲームにおいて業界団体としては自民党議員間の利害調整コストは必要ないし、企業間の利害調整コストも低下している。業界団体の支払う α その期だけであり、次期は π を自民党議員に与えるとする。だから β は小さいのである²⁰⁾。したがって、 $\Gamma - \pi > \beta$ とする。

自民党議員は1人だけであるが、業界団体としてはなるべく安いに越したことはないから $\pi < \alpha$ とする。

では、このゲームが行われた後に、同じゲームが繰り返し行われたとして、4-2節と同様に

20) 業界団体は入れ替わるから、この部分はゲームには組み込めないし、その必要もない。

自民党議員の期待生涯利得を考えて検証すればよい。ただし、このときは $\rho_s > \rho_d$ である。

中選挙区では、業界団体が MPS による均衡戦略から逸脱して、賛成した履歴のある自民党議員に対して応援割合を大きくしようとしたら

「過去に賛成した履歴のある自民党議員の $\pi >$ 過去に反対した履歴のある自民党議員の π 」
 となっていたのである。ここから、均衡戦略をとる業界団体は特区に反対する議員を応援してきた ($\rho_s < \rho_d$) のである。

小選挙区では $\rho_s > \rho_d$ となっているから、自民党議員の α が

「過去に賛成した自民党議員の $\alpha <$ 過去に反対した自民党議員の α 」

となっていることを確かめればよいのである。賛成したときの自民党議員の利得は α である。

では、式(6)を変形して、

$$\alpha = \pi \frac{1 - x}{[1 - (1 - \sigma)x][1 - k(1 - \rho_s)]}$$

とする。

ここで、

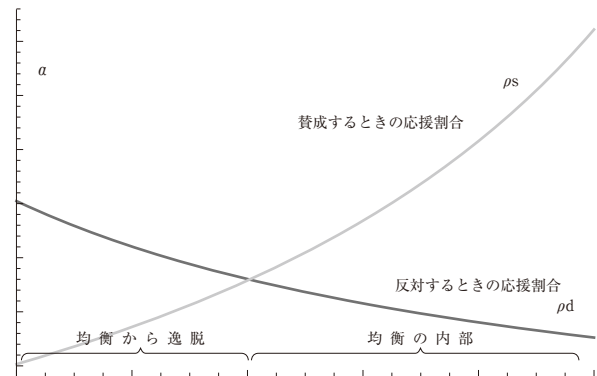
$$\Phi(\rho_s) = \pi \frac{1 - x}{[1 - (1 - \sigma)x][1 - k(1 - \rho_s)]}$$

とする。これを ρ_s で微分して $\Phi(\rho_s)$ が単調減数関数か単調増加関数かを調べると、

$$\Phi(\rho_s) \frac{\partial \Phi(\rho_s)}{\partial \rho_s} = -\pi \frac{k(1 - k(1 - x))}{[1 - x(1 - \sigma)x][1 - k(1 - \rho_s)]^2}$$

であるから、直ちに $\frac{\partial \Phi(\rho_s)}{\partial \rho_s} < 0$ であることが分かり単調減少関数であることが分かる。よつ

図 4-5 ρ_d と ρ_s による π の変化 ($\rho_s > \rho_d$ が均衡)



て、小選挙区において中選挙区と逆の MPS が存在する均衡戦略では、「過去に賛成した自民党議員の効率利得<過去に反対した自民党議員の効率利得」となっていることがわかる（図4-5 参照²¹⁾）。したがって、自民党議員は賛成するのである。

5. 契約理論による規制緩和の説明

5-1 契約理論による中選挙区の状況

(1) 規制の存在

前節までは、規制緩和による構造改革特区創設に係る自民党議員と企業・業界団体の態度を理論モデルから分析した。だが、自民党議員の期待利得を中心にモデルが構成されるために、企業の利得と態度に対する考察に欠ける部分もある。本節では、さらに一般的な状況から規制の導入とその継続の理由を、契約理論の簡易なモデルから考察する。具体的には石黒(2010)のモデルをアレンジして、自民党議員と同じように業界団体・企業も規制緩和しないときの方が期待利得が大きくなることを示す。

アクターは中選挙区制の下で、ある選挙区を地盤とする1人の自民党議員と、その選挙区内に存在する1つの企業である。企業は業界団体を通じて選挙の際に自民党議員の応援（以下、「選挙応援」と記す）をする。この選挙応援の内実は、「お金（＝政治献金）」、「選挙運動」、「選挙での投票」である。企業は業界団体を通じて、選挙の際に自民党議員を応援することになる。では、その自民党議員と企業の双方に利得をもたらすメカニズムを考察する。まず、規制が導入される場合を考えてみる。自民党議員は「規制緩和に賛成」または「規制緩和に反対」の態度を企業に示すことになる。では、この2つの態度はどのように決定されるのであろうか。企業業績は規制の有無により変化すると考えられる。規制が存在して企業業績がよくなる確率を P 、悪くなる確率を $1 - P$ とする。

規制が無く企業業績がよくなる確立を p 、悪くなる確率を $1 - p$ とする。企業業績は自民党議員への応援をするための資源であるから、企業業績は選挙の応援と関連すると考えられる。ただし、中選挙区では $P > p$ であると仮定する。なぜならば、中選挙区では規制が存在していた方が、企業・業界団体は見返りとしての補助金・公共事業により一定の業績が確実に確保でき、業界団体は傘下企業を取り纏めやすいのである。他方、中選挙区で規制が無ければ、業界団体は選挙応援のために傘下企業を取り纏めにくく、見返りもなく足並みも揃わずに企業間の業績にばらつきが生じ、業界全体としては業績が悪化する可能性も高く、傘下企業もリスクが高いのである。まとめると以下になる。よって、規制緩和という観点からは、

21) パラメータは仮に、以下のように設定してグラフにした。

反対するときの応援確率： $\alpha = 2, k = 0.5, \sigma = 0.5, \rho_s = 0.3$

賛成するときの応援確率： $\alpha = 2, k = 0.5, \sigma = 0.5, \rho_d = 0.7$

$$\begin{array}{l}
 \text{規制緩和がないときに} \\
 \text{企業業績が変化する確率} \\
 \text{規制緩和があるときに} \\
 \text{企業業績が変化する確率}
 \end{array}
 \left\{ \begin{array}{ll}
 P & : \text{規制緩和がなく業績が良くなる確率} \\
 1 - P & : \text{規制緩和がなく業績が悪くなる確率} \\
 p & : \text{規制緩和があり業績が良くなる確率} \\
 1 - p & : \text{規制緩和があり業績が悪くなる確率}
 \end{array} \right.$$

とする。

自民党議員の利得は企業から受け取る選挙応援量 w と必要なコスト c と C から構成される。よって、

$$\text{自民党議員の期待利得} \left\{ \begin{array}{ll}
 u(w) - c & : \text{規制緩和に反対の場合} \\
 u(w) - C & : \text{規制緩和に賛成の場合}
 \end{array} \right.$$

となる。

ここで、 $c > C$ であると仮定しておく。 $u(w)$ は効用関数であり、 w の期待利得を表わす。自民党議員に提供される選挙応援量 w は企業業績に依存する。

選挙応援量 w と企業収益は以下のようなになる。

$$\begin{array}{l}
 \text{選挙応援量 } w \\
 \text{企業収益}
 \end{array}
 \left\{ \begin{array}{ll}
 w_H & : \text{企業業績が良く、それに応じて選挙応援量も多い} \\
 w_L & : \text{企業業績が悪く、それに応じて選挙応援量も少ない} \\
 y = Y & : \text{業績が良いとき (} P \text{ または } p \text{)} \\
 y = 0 & : \text{業績が悪いとき}
 \end{array} \right.$$

このとき、企業の利得は $y - w$ となる。では、規制がどのようにして自民党議員に利得をもたらすのかを考察する。

企業は、自民党議員が規制に対して賛成か反対かわからないのであるから、企業はどのように選挙の応援を提供すればよいのであろうか。企業の業績がよいとき ($y = Y$) の応援量を w_H として、業績が悪かったとき ($y = 0$) の応援量を w_L とする。このとき企業は自民党議員に対して、企業業績に応じて応援量を決めると自民党議員に提案して契約したとする。

この状況で自民党議員は規制に賛成したときに、次の期待利得を得る

$$Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) - c \tag{10}$$

ここで $Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L)$ は、企業業績の良し悪しに応じて提供される選挙応援量に対応した利得の期待値である。確率 P で w_H が提供され、それに対応する利得 $u(w_H)$ が実現する。また、その一方で確率 $(1 - P)$ で $w_L - c$ が提供されて、それに対応する利得

$u(w_L) - c$ が実現する。これらの利得を、それらが実現する確率で加重平均をとったものが期待利得であるから、式(10)で表される。

他方、自民党議員は規制に反対したときには、次の期待利得を得る。

$$pu(w_H) + (1-p)u(w_L) - \mathbb{C} \quad (11)$$

ここで \mathbb{C} は賛成したときの不効用であり、コストであった。その内実は規制を残すのであるから、その見返りとして企業に公共事業、補助金を与えるように官公庁に働きかけるコストであり、および、業界団体を取り纏めるコストも含まれる。 \mathbb{C} は規制をしない場合であるから、自由競争下にある業界団体傘下の企業を取り纏めるコストである。よって、 $c > \mathbb{C}$ である。

このとき、

$$Pu(w_H) + (1-P)u(w_L) - c \geq pu(w_H) + (1-p)u(w_L) - \mathbb{C} \quad (12)$$

ならば、自民党議員は規制に反対することになる。この式(12)は自民党議員の誘因整合性制約を表しており、

$$(P-p)(u(w_H) - u(w_L)) \geq c - \mathbb{C} \quad (12')$$

となる。式(12')は $P > p, c > \mathbb{C}$ より成立する。この式(12')の左辺は自民党議員の2つの態度でどれだけ追加的利益があるのかを示している。つまり、規制緩和に反対すると賛成した場合よりも $P - p$ だけ自民党議員の利得が高くなる確率が上昇する。これにより企業業績による応援の差 $u(w_H) - u(w_L)$ の増加が見込める。したがって、自民党議員は規制緩和に反対するのである。

しかし、これだけでは自民党議員が規制に賛成するのか反対するのかを決めるのには不十分である。企業が提供する選挙応援の量的な水準が低ければ、自民党議員はその契約を受け入れないであろう。あまりにも水準が低い場合には、自民党議員は規制に反対するかは分からないが、その企業に対する見返りとしての公共事業や補助金などの労をとらなくなる。また、自民党議員は規制を廃止して、その市場への他社の参入を認めるかもしれない。さらに、その企業や業界団体に対する保護をやめて、他の業界に依存のウェイトを移すかもしれない。

このことを定式化すると、自民党議員は当該企業と応援の契約をしなかった場合には、外部の市場で V という一定の利得(留保利得)が確保できるとして、企業は自民党議員に規制緩和に反対してもらいたいと仮定すると、次の式(13)で表される個人合理性制約が満たされる必要がある。

$$u(w) - c = Pu(w_H) + (1-P)u(w_L) - c \geq V \quad (13)$$

この式(13)が満たされないと、自民党議員は当該企業に対して無関心となるのである。これら式(12')と式(13)が満たされたときに、自民党議員は規制緩和に反対するのである。しかし、現実の中選挙区制の選挙という状況を鑑みたときに、たとえ V があっても、それを取ることは自民党議員はしないであろう。少ない応援でも無いよりはましであり、さらに業界団体が取り纏めていたのであるから、応援が極めて低水準になることはない。さらに、自民党議員はさらに他の業界の規制にも関与して、そこからも利得を得てきたのである。よって、通常の中選挙区制の下では $u(w) - c < V$ となることはなく、式(13)は中選挙区制では成り立つのである。

(2) 規制のメカニズム：なぜ、規制は存続したのか

ここまでで、自民党議員にとっては規制が存在した方が良いことが分かった。では、企業は自民党議員にしたがうだけなのであるか。なぜ、規制が残ったのであるか。企業はどのように選挙応援を提供するのが良いのであるか。このことを企業側の状況も含めて理論的に考察する。当然、企業にとっても規制の見返りとしての公共事業や補助金だけでなく、規制が存在し続けるためには双方にメリットが必要である。

自民党が規制に賛成であっても、企業の業績が良いときもあれば悪いときもありあえる。企業業績が良い ($y = Y$) のときもあれば、悪い ($y = 0$) のときもある。 $(y = Y)$ は確率 P で生じし、 $(y = 0)$ は確率 $1 - P$ で生じする。

ここで企業の業績が良いときには、自民党議員への選挙応援が w_H だけ提供され、業績が悪かったときには w_L だけ選挙応援が提供されるとする。このとき自民党議員が規制に賛成することを所与とした場合の自民党議員の期待利得は式(10)として

$$Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) - c$$

と表せた。

では、自民党議員にとって、企業業績が良いときに多くの選挙応援が提供される ($w_H > w_L$) 契約と、企業業績にかかわらず一定の選挙応援 W ($w_H = w_L = W$) を提供される契約のどちらが望ましいのであろうか。

自民党議員は中選挙区制の下では、他の自民党議員の候補者や野党候補者と戦うことになる。この状況下で、自民党議員の選挙応援の契約に対する選好は、彼の効用関数に依存する。どちらの選挙応援の提供方法でも応援の期待値は一定であると仮定してみる。本来ならば、これら2つの方法では量が異なるから、効用も異なるであろう。しかし、一定と仮定することにより、効用関数のメカニズムの違いを明らかにすることができる。どちらの選挙応援でもその期待値は同じであるから、

$$Pw_H + (1 - P)w_L = W$$

とする。

自民党議員の選挙応援量に対する効用関数は3通り考えられる。効用関数は①リスク中立型、②リスク回避型、③リスク愛好型である。このなかで中選挙区制における自民党議員の効用関数は、リスク回避型であると考えられる。またリスク中立型、リスク愛好型の効用関数は、小選挙区における自民党議員の効用関数であると考えられる。では、リスク回避型を中心に3つの効用関数の特徴を概観し、②リスク回避型で、規制存続のメカニズムを考察する。

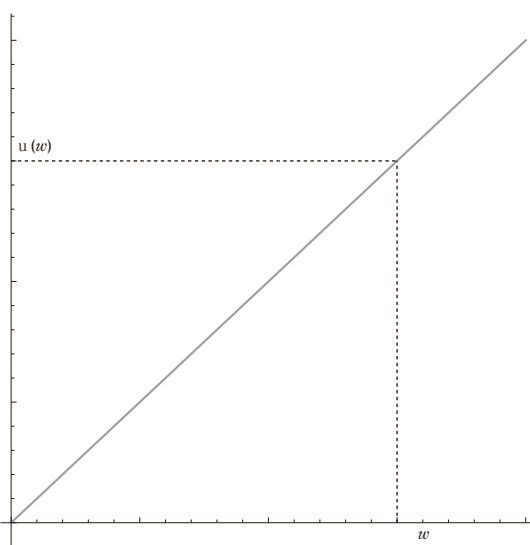
① リスク中立型

効用関数 $u(w)$ が選挙応援量 w に対して、比例的の場合、自民党議員はリスク中立的である。この場合、自民党議員の期待利得は

$$Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) - c = Pw_H + (1 - P)w_L - c = W - c$$

となる。つまり、企業が自民党議員に提供する選挙応援の期待値 W からコスト c を差し引いた値に等しくなる。自民党議員にとって、企業業績に応じた応援量でも、企業業績にかかわらず一定の選挙応援量でも期待値は同じであるから、2つの契約方法は自民党議員にとっては無差別となる（図5-1参照）。

図5-1 効用関数がリスク中立的



② リスク回避型

自民党議員の効用関数が上に凸である場合を考える。この場合自民党議員はリスク回避型

である。この場合、自民党議員は企業業績にかかわらず一定の選挙応援量 W を提供してもらう契約を好むことがわかる。企業業績に応じて選挙応援を受けるときの自民党議員の期待効用は、

$$Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) - c$$

である。これは、企業業績が良いときの確率 P と悪いときの確率 $1 - P$ の加重平均で表されている。よって、企業業績にかかわらず一定の応援を提供されるとき効用は

$$u(Pw_H + (1 - P)w_L) - c$$

と表すことができる。このとき、図 5-2 からリスク回避型の自民党議員は、企業業績にかかわらず一定の選挙応援量 W を受け取る契約を選好することが分かる。

図 5-2 効用関数がリスク回避的

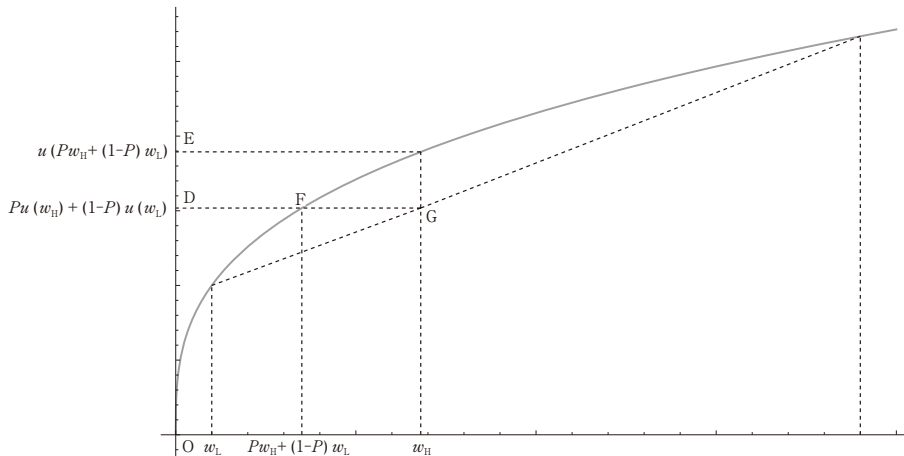


図 5-2 から OD の D の位置が企業業績に応じた応援量のときの効用である。OE の E の位置が一定の選挙応援の時の効用である。よって、次の式(14)が成立している。

$$u(W) - c = u(Pw_H + (1 - P)w_L) - c > Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) - c \quad (14)$$

すなわち、式(14)の意味は選挙応援の期待値が両方の場合（企業業績に応じてまたは企業業績にかかわらず一定）で同じならば、自民党議員は企業業績に応じて応援量が変化する契約よりも、企業業績に関係無く一定の応援を受け取るのを好むことになる。つまり、自民党議

員は単に受け取る選挙応援の量だけではなく、その変動に対しても過敏になっているのであり、自民党議員が上に凸な効用関数つまりリスク回避型の場合は変動の小さな選挙応援の契約を選好することになる。

なぜならば、中選挙制においては自民党議員は複数存在し、また野党議員候補者、無所属議員候補者も存在する。その状況では、もし自分一人が過剰に応援してもらい、多くの票を獲得しても票が無駄になる可能性もある。さらに、自民党議員同士で得票の調整を行う必要もある。したがって、選挙応援は企業業績に応じて変動するよりも、自民党議員同士および業界団体が企業をとりまとめて、一定の選挙応援を提供してもらう方が、リスクが小さく無駄がないのである。このことは、企業からみれば企業業績に関係なく一定の応援を提供することであり、業界団体が傘下企業を取り纏めて選挙応援の提供を依頼することである。逆にみれば、企業業績に応じて選挙応援を提供してもらう場合には、業界団体の取り纏めはいらないのである。

企業は受け取る金銭的な収益（企業収益－応援＝ $y - W$ ）に等しい利益を得ると仮定していたから、企業のリスクに対する態度はリスク中立的であり、所得（利益）に関して線形な効用関数をもっていることになる。すると図5-2から二者の効用関数を比較することで次のことが分かる。自民党議員がリスク回避方の効用関数をもっているならば、企業が業績にかかわらず一定の選挙応援を自民党議員に提供する方が、自民党議員と企業の双方にとって望ましいことになる。

図5-2のように自民党議員の効用感数 $u(w)$ が上に凸な形でリスク回避型であるとき、選挙応援が企業の業績に応じて変動する契約 (w_H, w_L) のもとで得られる自民党議員の期待利得は

$$pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) - c$$

である。

ここで、企業は $Pw_H + (1 - P)w_L$ よりも僅かに小さい応援量 W' ($Pw_H + (1 - P)w_L > W'$) を企業業績にかかわらず提供する契約 (w'_H, w'_L) 、ここでは $w'_H = w'_L = W'$ を提示したとする。

よって式(14)より

$$u(Pw_H) + (1 - P)w_L > u(W') > pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) \quad (15)$$

となるような W' を選ぶことができる。

自民党議員は（当初は変動ある契約であるから）、この一定の選挙応援 W' を受け取る契約

によって、当初の変動する契約よりも期待利得は増加する。よって、自民党議員はこの選挙応援の契約に同意する。他方、企業の選挙応援の提供は、 $Pw_H + (1-P)w_L$ から W' へと低下するので、企業も得することになる。したがって、企業と自民党議員は一定の選挙応援提供の契約に同意することで、互いに利得を増やすことができるのである。つまり変動のある契約はパレート最適でなく、一定の契約の方がパレート最適である。

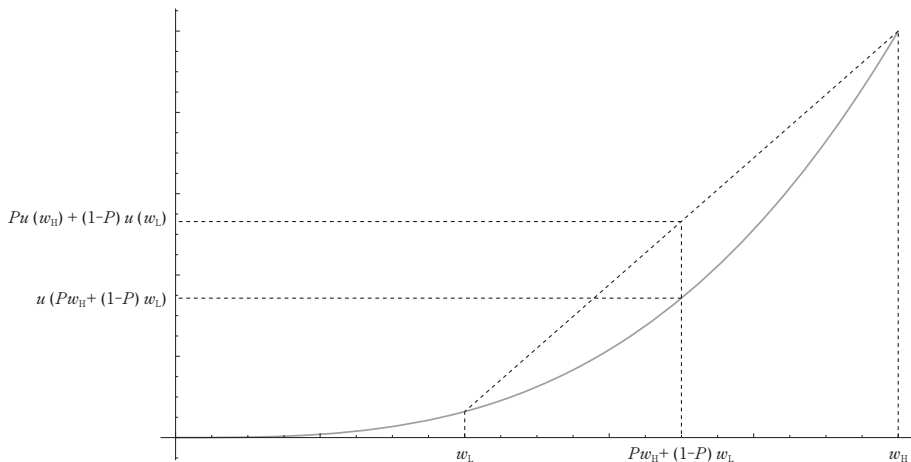
このことを、中選挙区における自民党議員のリスク回避型の行動として捉えると、次のように考えられる。まず、中選挙区制のもとで自民党議員は規制緩和に反対した方が、より応援が多くなる確率が高くなるから、規制緩和に反対する。そして、その後も規制緩和に反対するのは、選挙応援が一定である方が期待利得が高くなるからである。では、なぜ一定の方が良いのであろうか。選挙のたびに経済状況は異なるであろう。景気の良いときに多くの選挙応援を提供されても、その応援が無駄になることもある。また、ある自民党議員が多くの票を得てしまうと、他の自民議員が落選する可能性もあるからである。

選挙応援の内実は、お金、選挙運動員、そして投票のための有権者の動員であろう。この中でお金（献金など）は限度がある。選挙で自民党議員が最もほしいのは票であろう。しかし票が多すぎても無駄になることがある。また、それは他の自民党議員を落選させることになるかもしれない。よって、自民党議員自身が当選して、他の自民党議員も当選させるためには、微妙な調整が必要になるのである。したがって、景気などによる企業業績に左右されず。他の自民党議員との間で調整された一定の選挙応援を提供される方が良いのである。

③ リスク愛好型

$$u(W) - c = u(Pw_H + (1-P)w_L) - c < Pu(w_H) + (1-P)u(w_L) - c \quad (16)$$

図 5-3 効用関数がリスク愛好的



リスク愛好型の場合はリスク回避型と反対に下に凸の型(図5-3参照)となるから、自民党議員の期待利得は式(16)から企業業績に応じた選挙応援を選好することになる。

(3) リスクプレミアム

では、自民党議員の効用関数をリスク回避型として、先ほどの式(14)(但し、 c は省く)

$$u(Pw_H + (1 - P)w_L) > u(W') > Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L)$$

の意味を検討してみる。この式から $u(Pw_H + (1 - P)w_L) > Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L)$ が成立しているから、次の式(17)を満たすような正值 $R > 0$ を見つけることができる。

$$u(Pw_H + (1 - P)w_L - R) > u(W') > Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) \quad (17)$$

この R は図5-2の FG の長さで表される。この R がリスクプレミアムである。自民党議員がリスクのある選挙応援の契約に直面しているときに、このリスクプレミアムにより、リスク中立的な企業とリスク回避型の自民党議員の間には、企業が自民党議員のリスクを吸収することで双方に取引のメリットが生まれるのである。このリスクプレミアムの意味を選挙過程のなかで解釈すれば、中選挙区において自民党議員は企業・業界団体から一定の選挙応援を受け取り、個々の企業に過度な負担をかけないようにしている。そのために補助金、公共事業が存在したのであり、その結果として業界団体の傘下企業は安定成長が見込めたのである。一般に、リスク態度の異なるアクター間では、リスクの配分(=リスクシェアリング)を工夫することで、双方が利得を増やすことができる状況が存在する(石黒, 2010, 100ページ)のである。

では、このリスクシェアリングの存在を所与として、企業が自民党議員に提案する、企業にとって望ましい選挙応援契約は何であろうか。ここではまず、自民党議員の態度が「規制緩和に反対」なのか「規制緩和に賛成」なのかが企業に分かっている状況を考える。この状況は企業にとっては自民党議員の選択行動を、契約のために監視できるという意味で最善の状況である。この場合の最適な契約を最善解(First Best)と呼ぶ。この状況で、自民党議員がリスク回避的であると仮定する。企業は業績にかかわらず、一定の応援を提供することで、常に自民党議員のリスクプレミア分を吸収できるために、費用を最小化するために、契約は自民党議員に一定の選挙応援量 W を提供することになる。問題は、この W の水準である。もし W が、あまりにも小さいのであれば、自民党議員は規制緩和に賛成するのである。この場合、自民党議員は企業とは契約せずに、またその業界団体の市場に新たな参入者を認めたり、補助金などを廃止するのである。さらに新たな業界団体との関係を強くして契約するのである。このとき新たな業界団体企業から得られる利得を V と仮定する。 V は留保利得といわれる。

企業は自民党議員に「規制緩和に反対」してもらいたいと仮定すると、式(13)から $u(W) - c > V$ が満たされる必要がある。この条件が満たされなければ、自民党議員は規制緩和に賛成して、新たな業界団体と強力な関係を模索するのである。この条件が個人合理性制約である。効用関数 $u(w)$ は選挙応援量に関して増加する性質であるから、企業は個人合理性制約を満たす最小の選挙応援量 $u(W) = c + V$ を満たす量を契約で提示することになる。この選挙応援量を W^* とする。自民党議員が規制緩和に賛成か反対かは観測可能であるから、企業は自民党議員に対して規制緩和に反対ならば選挙応援量 W^* を提示し、賛成ならば非常に少ない選挙応援量を提示することによって、企業は自民党議員に W^* を提供して、規制緩和に反対とさせることができる。このとき企業が獲得できる期待利得は

$$\Pi^* \equiv PY - W^*$$

となる。この最適な契約 W^* を最善解という。ただし、ここでは W^* は一定の選挙応援量である。

(4) 自民党議員の態度が分からない場合の契約

前項では、自民党議員の態度が規制緩和に反対か賛成か、が分かっていたときの企業の最適契約として最善解を求めた。では、本項では自民党議員の態度が分からない場合の最適契約はいかなるものかを比較検討する。

5-1(1) では、企業が自民党議員に規制緩和に反対してもらいたいときに満たされなければならない条件は、個人整合性制約と誘因整合性制約であった。これらの条件を満たす w_H と w_L から企業の期待利得を表すと

$$PY - (Pw_H + (1 - P)w_L)$$

となる。 $(Pw_H + (1 - P)w_L)$ は企業が自民党議員に提供する選挙応援である。この式を最大化にする w_H, w_L が、企業にとっての最適な契約である。この式の PY は一定であるから、 $(Pw_H + (1 - P)w_L)$ を最小化にすることが企業の期待利得の最大化と同値になる。この最適契約を (w_H^{**}, w_L^{**}) とする。この (w_H^{**}, w_L^{**}) は個人整合性制約と誘因整合性制約が等式で満たされる w_H と w_L の値で決定される。では、そのことを簡易に示しておく。 w_H に対する効用水準を $u_H \equiv u(w_H)$ とし、 w_L に対する効用水準を $u_L \equiv u(w_L)$ とする。

ここでは w_H と w_L を決定するのではなく、これらに対応する効用水準 $u(w_H)$ と $u(w_L)$ を決定して (w_H^{**}, w_L^{**}) を導く。効用関数 u は w に関して増加するから、効用水準が決定できれば、それに対応する w の水準も u から決定できる。 u_H と u_L を用いて、式(13)の個人整合性制約と式(12)の誘因整合性制約を書き換えると、

$$Pu_H + (1 - P)u_L - c \geq V \quad (18)$$

$$Pu_H + (1 - P)u_L - c \geq pu_H + (1 - p)u_L - C \quad (19)$$

ここで式(19)を式(12')のように変形すると

$$(P - p)(u_H - u_L) \geq c - C \quad (19')$$

となる。この式(18)と式(19')の交点が、 (u_H^{**}, u_L^{**}) であり、これに対応する最適応援量が (w_H^{**}, w_L^{**}) となる²²⁾。

では、 (w_H^{**}, w_L^{**}) と W^* （最善解）と何が異なるのであろうか。 (w_H^{**}, w_L^{**}) は誘因整合性制約より、 $w_H^{**} > w_L^{**}$ が満たされていないと示してはならない。まずこのことを示しておく。

式(19) $Pu_H + (1 - P)u_L - c > pu_H + (1 - p)u_L - C$ を変形して、式(19') $(P - p)(u_H - u_L) > c - C$ から、 $u_H - u_L > 0$ かつ $c - C > 0$ から

$$u(w_H^{**}) > u(w_L^{**})$$

となる。効用関数 u は選挙応援量に関して増加する性質であるから

$$w_H^{**} > w_L^{**}$$

である。この意味は、企業業績が良いときの選挙応援量 w_H が w_L よりも少なければ、自民党議員はコスト c を負担してまで規制を存続させようとはしないということである。

よって、自民党議員に対して、企業は契約で $w_H > w_L$ を提示する必要がある。最善解では、一定の選挙応援を提供していた。この理由は、自民党議員の効用関数がリスク回避型であるから、企業が自民党議員のリスクの全てを吸収することが望ましかったからである。しかし、自民党議員の最初の態度が分からない場合には、企業業績に応じて選挙応援量が変動する ($w_H^{**} > w_L^{**}$) ために、自民党議員のリスクの全てが企業に負担されることにはならない。したがって、効率的リスク配分はなされていないのである。企業は自民党議員の態度が分からない以上、最初の契約時に企業は業績に応じた応援量を契約に提示して、間接的に自民党議員から規制緩和に反対するインセンティブを引き出す必要がある。そのためには、自民党議員にも幾分かのリスク負担を要請する必要があるのである。もし、自民党議員は最初から一定の選挙応援を提供されて、一切のリスクを負担しなければ、コストを負担してまで規制緩和に反対するインセンティブは持たないのである。

22) 詳細は石黒, 2010, 104-105 ページを参照。

よって、自民党議員の最初の態度が観察できない(分からない)状況では、自民党議員から規制緩和に反対するインセンティブを引き出すために、企業は効率的なリスク配分を諦める必要がある。したがって、非効率的なリスク配分が生じることにより、企業の期待利得は、

$$\Pi^{**} \equiv PY - [Pw_H^{**} + (1 - P)w_L^{**}]$$

となる。

最善解のときの企業の期待利得は、

$$\Pi^* \equiv PY - W^*$$

であった。 W^* は自民党議員の行動を監視できる場合に提供される選挙応援量であり、 $u(W) = c + V$ を満たすものであり、一定である。よって、

$$u(\underbrace{Pw_H + (1 - P)w_L}_{w_H=w_L=W^*}) - c > Pu(\underbrace{w_H}_{w_H^{**}}) + (1 - P)u(\underbrace{w_L}_{w_L^{**}}) - c$$

より、

$$\Pi^{**} < \Pi^*$$

となる。したがって、企業も選挙応援量が一定のとき(つまり規制緩和に反対してくれた)の方が得することになる。

5-2 契約理論からみた小選挙区の状況

(1) 規制の行方

自民党議員が規制緩和に反対したときの期待利得は、中選挙区の場合と同じ式(10)として表される。

$$Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) - c \tag{10}$$

また、反対に自民党議員が規制に緩和に賛成したときの期待利得も、式(11)として

$$pu(w_H) + (1 - p)u(w_L) - C \tag{11}$$

で表される。しかし、小選挙区では $P < p$ であると仮定する。 P は規制があって企業業績が良くなる確率である。中選挙区では規制があった方が業界団体・企業ともに公共事業、補助金で一定の業績を常に維持できる。しかし、小選挙区になった時代、特に小泉政権期では公共事業、補助金は大幅に減少している。自民党議員にとっては、小選挙区で小さいエリアで自分を応援してくれる企業の業績だけが良くなればよいのである。よって、自民党議員そして

企業からしても $P < p$ である。コストは $c > C$ であると仮定する。中選挙区と同じように考えてみると、誘因整合性制約の不等号が反対で成立すればよいことになる。したがって、

$$Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) - c \leq pu(w_H) + (1 - p)u(w_L) - C \quad (20)$$

$$(p - P)(u(w_H) - u(w_L)) \geq c - C \quad (21)$$

となり、規制緩和に賛成すると $p - P$ の確率で企業業績の応援の差 $(u(w_H) - u(w_L))$ が増加することになる。よって、自民党議員は小選挙区においては、規制緩和に賛成するのである。また、企業との契約では、小選挙区でも自民党議員の個人合理性制約 $u(w) - c \geq V$ つまり $pu(w_H) + (1 - p)u(w_L) - C \geq V$ が満たされなくてはならない。規制緩和に賛成するときの自民党議員の個人合理性制約の意味は、外部からの留保利得 V は $u(w)$ があまりにも小さく、自分の選挙戦に意味が無いほどのものであれば、その業界団体・企業には興味関心を持たなくなり、他の業界団体・企業に応援を求めることである。しかし、小選挙区は中選挙区よりも、戦いはシビアであるが故に個人合理性制約は成り立つ。

小選挙区では、自民党議員が規制緩和に賛成することは分かった。では、企業は自民党議員にどのように選挙応援を提供すればよいのであろうか。中選挙区のとときと同様に、規制が無くても企業の業績が良いとき ($y = Y$) もあれば、悪いとき ($y = 0$) もある。

$y = Y$ は確率 p で生起し、 $y = 0$ は確率 $1 - p$ で生起するとする。ここで自民党議員の効用関数がリスク愛好型と仮定する。小選挙区では、自民党議員は1人であり、野党議員や無所属議員と戦うことになる。そこでは、自民党議員同士の調整なども必要ない。選挙時点で、できる限りの選挙応援を提供してもらう方が良いからである。また、企業業績の変動による選挙応援の変化は野党議員も同じである。

企業業績に応じて選挙応援を提供してもらうときの自民党議員の期待利得は

$$pu(w_H) + (1 - p)u(w_L) - C$$

である。

企業業績に関わらず一定の選挙応援を提供してもらうときの自民党議員の期待利得は

$$u(pw_H + (1 - p)w_L) - C$$

である。このとき図5-2、図5-3で P を p に置き換えて考えると、

$$u(pw_H + (1 - p)w_L) - C \leq pu(w_H) + (1 - p)u(w_L) - C$$

が成立していることがわかる。つまり、ここでは選挙応援の期待値が、企業業績に応じた場合と一定の場合で同じであるならば、リスク愛好型の効用関数をもつ自民党議員は企業業績

に応じた選挙応援の提供を好むのである。このことは、中選挙区では業界団体が傘下企業を調整して一定の選挙応援を受け取る効率的な方法よりも、小選挙区ではスイングボートなどの影響も中選挙区よりも強く表出することもあり、野党候補者との対決では賭けにでる必要もあることを示している。

(2) 企業の最善解

では、自民党議員が規制緩和に賛成した場合に、企業は最善解を達成できるのだろうか。自民党議員の態度は規制緩和に賛成している。このことは、企業も観察できる状況である。このとき、企業が自民党議員に後々も規制緩和に賛成してもらいたい場合の、自民党議員の個人合理性制約は

$$pu(w_H) + (1 - p)u(w_L) - C \geq V \quad (22)$$

である。企業は自民党議員に w_H と w_L を支払えば良いのである。

企業も自民党議員も選挙応援量の期待値にだけ関心がある。自民党議員はリスク回避型でなくリスク愛好型であるから固定した一定の選挙応援量を提供する必要はないのである。自民党議員が受け入れる最低の期待利得は

$$pu(w_H) + (1 - p)u(w_L) = C + V$$

である。このときの企業の期待利得の最善解は

$$pY - [pu(w_H) + (1 - p)u(w_L)] = pY - C - V$$

である。

他方で、自民党議員が規制緩和に反対している状況での自民党議員の個人合理性制約は

$$Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) - c \geq V$$

である。同様に自民党議員が受け入れる最低の期待利得は、

$$Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L) \geq c + V$$

である。企業の期待利得の最善解は

$$PY - [Pu(w_H) + (1 - P)u(w_L)] = PY - c - V$$

である。2つの最善解を比較すれば $p > P$ と $c > C$ より

$$pY - C - V > PY - c - V$$

となっており、小選挙区の最善解では規制緩和に賛成の方が大きくなっている。自民党議員はリスク愛好型であるために、企業は自民党議員に全てのリスクを負わせて最善解を得ることになる。だが、自民党議員に破産制約があるとするならば、企業の利得はこの最善解を下回ることになる。中選挙区では系列議員の存在、業界団体の取り纏めから破産制約は無いと考えられる。しかし、小選挙区では系列議員の弱体化、落下傘候補の存在などからして破産制約は存在する可能性も高いであろう。そうであるならば、小選挙区は自民党議員にとっても企業にとっても相対的に利得は低下せざるを得ないのである。

6. おわりに

本稿は「規制緩和を進展させた要因は何であるのか」という問題に対して、ゲーム理論と契約理論による比較制度分析から次のような答えを与えた。中選挙区では自民党議員は競合することにより、業界団体からの期待利得を用いて、互いに牽制してきた。その結果として、規制緩和＝特区創設は困難な状況に置かれたいたのである。だが、選挙制度変更により、小選挙区では自民党議員の競合関係は無くなり、業界団体も特区創設を促す方向に変化してきたのである。ただし、最初に述べたように特区創設（規制緩和）という政策変化は、選挙制度変更による自民党議員の行動様式つまり「制度＝均衡」が変化したことにより唯一もたらされたものではない。当然、そこには他の多くの要因も複雑に絡みあっているのである。また、特区だけでなく、より一般的に規制緩和を捉えるために契約理論の簡易なモデルから選挙過程と規制緩和の関係を分析して同様の結果を導出した。制度＝均衡は歴史のなかで変化する。その変化を論理的に説明できる有効な方法の1つである。比較制度分析の有効性は、歴史の中で変化する制度＝均衡をゲーム理論を用いてそのメカニズムを探求できるところにある。本稿が対象とした業界団体と自民党議員のゲームは、もっと他の要因を組み込んだ複雑なゲームとして描写することも可能であろう。しかし、均衡が変化するメカニズムを探求することは若干困難になると予想される。今回は、ゲームを容易にして分かり易くした。官僚制は積極的にモデルに組み込まなかったが、やはり鉄の三角形の重要なアクターである。日本経済全体における規制緩和の変化という枠組みでみるのであれば、「官僚」をアクターとして3者のアクターからなるゲームとする必要性も今後の研究の方向性としては重要と考えられる。しかし、本稿の分析は、これまでの個別的事例研究の枠から離れて、規制緩和、特区創設の一因としての自民党議員と業界団体を繋ぐメカニズムの変容を検証した点は、これまでの研究の間隙を埋めることができたと考えられる。

付記 本稿は2017年度日本政治学会報告論文を加筆・修正したものである。

参考文献

- 石黒真吾 (2010) 「契約の経済理論 (1)」中村真幸・石黒真吾編『比較制度分析・入門』有斐閣。
- 岩城成幸 (2006) 「地方発の「構造改革」と地方再生」国立国会図書館調査資料『地方再生—分権と自律による個性豊かな社会の創造』(www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/.../20060102.pdf)。
- 岡崎哲二 (2010) 「制度の歴史分析」中村真幸・石黒真吾編『比較制度分析・入門』有斐閣。
- 小野達也 (2003) 「構造改革特区が日本の経済・社会を活性化する条件—社会実験としての構造改革特区」(『富士通総研研究レポート』No.177)。
- 久保田正志 (2009) 「規制改革の経緯と今後の展望」(『立法と調査』No.299)。
- 久米郁夫 (2006) 「利益団体政治の変容」久米郁夫・村松岐夫編『日本政治変動の30年』東洋経済。
- 齋藤徹史 (2013) 「規制改革の経験からなにを学ぶか」(NIRA モノグラフシリーズ No.38) 公益財団法人総合研究開発機構。
- 品田 裕 (2006) 「国会議員の社会的支持基盤とのつながり」久米郁夫・村松岐夫編『日本政治変動の30年』東洋経済。
- 恒川恵一 (2010) 「規制緩和の政治過程—何がかわったか」寺西重郎編『構造問題と規制緩和』内閣府経済社会総合研究所。
- 辻田昌弘 (2005) 「民間企業による“特区”活用の取り組み」(『商工ジャーナル』2005年9月号) 日本商工経済研究所。
- 永久寿夫 (1995) 『ゲーム理論の政治経済学：選挙制度と防衛政策』PHP 研究所。
- 藤田宙靖 (2005) 『行政法の基礎理論』有斐閣。
- 藤村直史 (2010) 「選挙誘因と立法組織—日本の国会における委員会構造—」(『法学論叢』第166巻, 第4号)。
- 村上泰亮 (1992) 「反古典の政治経済学 (下)」中央公論社。
- Greif, Avner (2006), *Institutional and Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*. Cambridge: Cambridge University Press (岡崎哲二・神取道宏監訳 (2009) 『比較歴史制度分析』NTT 出版)。
- Aoki, Masahiko (2001), *Toward a Comparative Institutional Analysis*. Cambridge: The MIT Press (瀧澤弘和・谷口和弘訳 (2001) 『比較制度分析に向けて』NTT 出版)。